

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	6	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

妊婦支援給付金に係る不支給決定通知以外の通知の廃止

提案団体

市川市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援法施行規則第1条の4の5において「市町村は、法第10条の9第2項の妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の額の決定その他その支給に関する処分を行ったときは、その内容を申請者又は届出者に通知するものとする。」とされているが、不支給決定以外の通知については支給をもって決定通知とみなすこと等により、文書による決定通知等を省略することができるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

現在、子ども・子育て支援法に基づき、妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の額の決定その他その支給に関する処分を行った際、申請者又は届出者に全件書面での決定通知を送付しているが、同給付金はオンラインによる申請が主であり、書面での決定通知とは別に口座振込を行っている。

【支障事例】

妊婦支援給付金の申請件数は毎月600件を超える状況であり、審査業務以外に決定通知の作成から発送に係る事務処理に約10時間を要している。

オンライン申請により紙面での処理をなくしているにもかかわらず、書面での通知を行うことにより事務処理だけでなく郵送料も発生している状況である。

【制度改正の必要性】

市町村の事務負担等の軽減を図るため、申請から決定までの手続をオンラインのみで完結できるよう改正する必要がある。

【支障の解決策】

不支給決定者以外の通知については、支給をもって決定通知とみなすこと等により省略することを可能とするものを提案するもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

妊婦支援給付金の支給対象となる妊婦はオンラインでの手続が主流である若い世代であることから、書面の通知があっても確認しない方が多いことが想定される。

また、オンライン申請を行っている市町村の中には独自の判断で書面での通知を送付していない市町村もあると伺っている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

オンラインでの申請受付及び現金振込をもって手続が完結することができ、妊婦支援給付金支給に係る市町村の事務手続の簡素化が図れるとともに、事業費削減の効果がある。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第 10 条の 15、子ども・子育て支援法施行規則第 1 条の 4 の 5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、沼田市、高岡市、福井市、名古屋市、小牧市、大阪市、枚方市、高松市、春日市、佐世保市、熊本市、宮崎市

○【支障事例】

妊婦支援給付金の申請件数は毎月 140 件を超える状況であり、作成から発送に係る事務処理に時間を要しているだけでなく、封筒代、郵送料、紙代など出産・子育て応援金の時は発生していなかった需用費や役務費が発生している。

【制度改正の必要性】

妊婦支援給付金の対象者は 20～40 代のオンラインに慣れ親しんでいる世代が主流であることから書面の通知にこだわらないことが想定される。市町村の事務負担軽減のためにも支給をもって決定通知とみなし、不支給決定通知書のみを送付することを提案する。

各府省庁からの第 1 次回答

子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 1 条の 4 の 5 においては、「市町村は、法第 10 条の 9 第 2 項の妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の額の決定その他その支給に関する処分を行ったときは、その内容を申請者又は届出者に通知するものとする。」と規定されているとおり、給付認定及び支給額の決定は申請者又は届出者の権利義務に関する行政処分であることから、適切な権利行使を保障する観点を踏まえ、その内容を申請者又は届出者に対して通知することは必要であると考えている。

その上で、申請者又は届出者への通知の方法について特段の定めは設けていないため、当該通知の具体的な方法については、各地方公共団体において、その実情や事務処理体制等を踏まえ、適切にご判断いただくことが可能である。

このため、例えば、ご提案のあった支給決定通知等をオンラインにより行うことは、現行制度の範囲内で対応し得るものと考えている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	8	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

市町村社会福祉協議会が入所施設の経営を行うことを可能とすること

提案団体

足利市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

市町村社会福祉協議会が入所施設の経営を行うことを可能とすること。

具体的な支障事例

(提案に至った背景等)

当市の児童養護施設である泗水学園は、昭和32年に当市社会事業協会(以下「社事協」という。)により設置された。その後、平成14年に当市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)と社事協の合併の際、「平成12年12月1日障企第59号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について(通知)」」により、「市社協は入所施設の設置者となれない」と解されるため、当市が設置者となり、現在、市社協が指定管理者として運営を行っている。当園については、平成30年3月の当県からの改善勧告、平成31年3月の「泗水学園検証・改善委員会の建議書」を受け、平成31年4月に県に提出した「勧告事項改善計画書」に基づき、市と市社協、学園関係者が一体となり、児童支援力をはじめとする運営向上に継続して取り組んでいる。

当建議書においては、現在の管理運営体制では、移り変わりが激しい現在の児童養護の潮流に即座に応じにくい一面が見受けられ、機動的な動きが取れず対応が進まない傾向にあると指摘されている。

例えば、小規模施設の設置や、入所児童数の実態を踏まえて定員を変更すること、在宅家庭支援の拠点化など、事業の拡充・変更や新規事業を実施する場合、市が設置者であるが故に、指定管理者と市との協議や、それぞれの組織内での意思決定、条例や規則に定めのある案件については議決を経る必要があるなど、多くの時間を要する等の事情がある。

また、当計画書においても、現在、施設の運営管理に裁量の余地が少なく、機動的に動きにくい状況にあることを課題として挙げている。

さらに、「新しい社会的養育ビジョン(厚生労働省)」では、児童養護施設について、小規模化・地域分散化を原則とすることや、市区町村と連携した在宅家庭支援を行う等、施設の専門性を高めていくことが期待されており、「こども基本法」においては、代替養育について、できる限り家庭的な環境において養育されるべきことが謳われている。

以上のことから、当園が時代のニーズに応じた入所児童のより良い養護環境の整備や在宅家庭支援の拠点化など、地域児童福祉の向上に資する施設であり続けられるようにするため、市社協を設置者として当学園の民営化を実現したいと考えている。

市社協による入所施設の経営の可否については、市社協と社事協が合併する際、平成13年に厚生労働省に相談した経緯があるが、その際は、市町村社会福祉協議会の目的からして適切ではないとの回答であった。

しかし、当市社協は他の市町村社会福祉協議会と異なり、入所施設を運営していた社事協と合併し、施設の管理運営の形態を変えながらも現在まで当園の運営に携わっている。社事協の時代から当園に携わっている職員が在籍し、入所施設の運営に必要な人員やノウハウを有しており、本来の市町村社会福祉協議会の目的達成のために支障のない体制が整っている。

また、「新しい社会的養育ビジョン」で示された、高度なケアニーズを有するこどもに対する専門的なケアを担う職員の配置をはじめとする施設の高機能化や地域の在宅家庭支援の拠点としての機能を担う多機能化を図り、地域の子育て支援活動を行う団体等とも連携して子育て支援活動を展開することにより、地域の課題解決にも資することとなり、社協の中心活動にも寄与することになる。

以上を勘案して、市町村社会福祉協議会が入所施設の経営を行うことを可能としていただきたい。

(具体的な支障事例等)

施設の高機能化や地域分散化のための施設整備を行うには、設置者(市)の意向を考慮しなければならず、運営者の意向だけでは進められない。

児童養護の潮流に応じた機動的な動きがとりづらい管理運営体制である。

空調設備に不具合が生じ、小規模修繕を重ねているが、本格的な更新が必要である(約 4,600 万円)。

令和 18 年度以降には施設の大規模修繕が必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

「勧告事項改善計画書」では、将来的な民設民営化も視野に検討する必要があるとしており、市社協からも完全民営化の希望が寄せられている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

設置者が施設の管理運営の裁量権を持ち自ら実施することにより、時代のニーズに即座に対応できる施設運営が可能となる。

施設の専門性を活かした地域の子育て家庭支援の拠点として、地域の子育て支援活動と密な連携を図れるようになり、地域の子育て家庭の孤立化を防ぐなど、地域課題の解決に寄与することができる。

当園の入所児童の平均入所期間は4年8ヶ月、11%の児童は10年以上入所しており、長い時間をかけて職員との信頼関係を築いていることを考慮すると、社事協が設置者であった時から当園に携わっている職員が在籍し、児童養護施設の管理運営に関するノウハウを持っている市社協を設置者とすることで、入所児童の心理的負担に配慮した運営が可能となる。

民改費が支給されることにより、施設の大規模修繕や建替えのための積み立てができる。

根拠法令等

「社会福祉法人の認可について(通知)」(平成12年12月1日障企第59号社援企第35号老計第52号児企第33号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

大阪市

—

各府省庁からの第1次回答

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条及び110条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として法定されており、地域で活動する住民組織、ボランティア組織の連携強化、一般の社会福祉事業者が行わないような日常生活援助等の一事業者や一個人では実施が期待できない活動を担う団体として位置づけられている。

また、これらの社会福祉法の規定では、社会福祉協議会が区域内の社会福祉事業等を行う主体の過半数が参加することを求めていることから、社会福祉事業者や住民組織・ボランティア組織の連携・協働を含め公私協働を推進する協議会として、公平・中立な運営が求められている。

このため、社会福祉協議会においては、これまでも、住民の地域活動への参加援助や一般の社会福祉事業者

が実施しないような日常生活援助を実施してきており、この点で、高齢・障害・児童等の分野で社会福祉事業を行うことを目的に設立される一般の社会福祉法人と元来の性格が異なる。

こうした社会福祉協議会に求められる役割を踏まえ、社会福祉協議会の中心活動を適正に実施いただく観点から、当該業務に支障を来さない場合に限り、通所施設の経営や、市町村等が設置した入所施設の受託経営を行っても差し支えないこととしている。

この取り扱いに関し、通所施設を含む在宅福祉サービスは、社会福祉協議会の事業や地域のボランティア活動等の民間活動として実施されたサービスが制度化されてきた性格があり、社会福祉協議会の中心活動との連続性も維持しやすいことから、社会福祉協議会が自ら経営主体となることを認めている。これに対し、入所施設については、利用者を施設に入所させ、生活の大部分を施設内で営ませるものであり、社会福祉協議会の中心活動を実施しながら、人的・物的資源や、経営のための専門性の確保がより一層必要な事業であるという特性に鑑み、行政関与の必要性を明確化し、受託経営に限定する考え方を整理し示している。

こうした経緯や社会福祉協議会の特徴なども踏まえ、社会福祉協議会の中心活動に係る業務に支障を来たすことがないよう、市町村社会福祉協議会と一般の社会福祉法人を区別した整理をしている。今回の提案については、社会福祉協議会に本来求められる役割や公私協働を推進する協議会としてのあり方に大きな影響を及ぼすと考えられるため、市町村社会福祉協議会を入所施設の経営主体とすることは困難である。

なお、民間施設給与等改善費(以下「民改費」という。)については私営施設(社会福祉事業団等が運営するものを除く)を対象としており、指定管理制度により運営の委託を受けている本件場合は「私営」になるので、現行制度においても民改費の対象になる。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	20	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

オンライン申請等に対してオンライン処分通知等を行う際に相手方の同意を不要とすること

提案団体

茨木市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、経済産業省

求める措置の具体的内容

オンライン申請等に対してオンライン処分通知等を行う際は相手方の同意を不要とすることを求める。
具体的には、現行制度では、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「法」という。)第7条第1項に基づく全てのオンライン処分通知等に対して相手方の同意が必要だが、「書面による申請等に対する処分通知等」と「申請等に基づかない処分通知等」をオンラインで行う場合に限り、相手方の同意を必要とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

法第7条第1項に基づき処分通知等をオンライン化する場合、対象者全員にオンライン処分通知等を希望するか否かの意思表示を求め、同意が得られた者にしかオンラインで処分通知等を行うことができない。

【支障事例】

(当市における手数料等のオンライン決済が必要な手続の事務フロー例)

①オンラインで申請受付。その際、「納入の通知」をオンライン又は郵送のどちらで行うほうがよいか申請者に確認。

②オンライン決済フォームを申請者に案内し、「納入の通知」をオンライン決済フォーム上で実施。上記①で郵送を希望した者には紙媒体でも「納入の通知」を送付。

③申請者によるオンライン決済の実施。

このように、オンライン申請・決済であるにもかかわらず、希望者には紙媒体での通知が必要となっている。

なお、「納入の通知」は地方自治法施行令第154条第3項で書面による通知と規定されているところ、法第7条第1項を適用し、オンライン決済フォーム上に必要な事項を表示することをもって相手方に通知したのとして扱っており、当該扱いについては問題ない旨を令和5年3月に総務省及びデジタル庁に確認している。

【制度改正の必要性】

申請等がオンラインで行われているにもかかわらず、相手方の同意が得られなければ処分通知等を書面で送付しなければならないのは事務負担も大きく、デジタルファースト原則(法第2条第1号)の観点からも適当ではないと考える。

【支障の解決策】

法第7条第1項に基づくオンライン処分通知等を行う際の相手方の同意については、オンライン申請等に対してオンライン処分通知等を行う場合に限り相手方の同意を不要とする。

なお、当市では保育分野等、具体例以外の手続でも処分通知等のオンライン化を検討しているところ、法第7条

第1項ただし書きが支障となり得ることから、「支障事例」に記載の「納入の通知」に限らず、オンライン申請等に対して行う全ての法第7条第1項に基づく処分通知等において同意を不要とすることが必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現行制度では、法第7条第1項に基づきオンラインで行われた申請等に対して、相手方の希望に応じてオンライン処分通知等と書面での処分通知等の2通りを用意しておかなければならず事務フローが複雑であるが、制度改正によりオンライン申請等に対してはオンライン処分通知等と対応が一本化されることで、事務フローが簡略化される。

なお、当市は現状オンライン処分通知等の実施事例が少なく、支障事例は限定的であるものの、今後、オンライン処分通知等を本格的に実施していく際、現行制度のままでは複雑な事務フローを各手続で構築していかなければならず、各部署での事務負担が生じることを懸念している。

※本提案は、民間事業者のように紙での処分通知等を求める際は追加費用を申請者に求める方向性とはせず、行政手続のデジタル完結と業務効率化を図りつつ、書面での申請者には希望に応じて書面またはオンラインで通知する制度とすることで、書面ニーズにも応えようとするものである。

根拠法令等

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項但し書及び当該規定の定める主務省令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、大田原市、川崎市、寝屋川市、都城市

○デジタル庁では「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」を策定しており、処分通知等のデジタル化を進めている状況であり、現行制度の相手方へ同意については、支障となると考えられる。

○オンライン申請の様式にオンライン処分通知等の同意の文言を追加する必要がある。

○e-Gov等のシステムは自治体で様式の修正等を行えないため、別の方法でオンライン処分通知等の同意を得る必要がある。

各府省庁からの第1次回答

【デジタル庁】

オンラインでの処分通知等を行う際の相手方の同意要件の緩和については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル行政推進法」という。）第7条第1項の改正をせずとも、各手続等の根拠となる個別法令によって対応することが可能である。

なお、デジタル行政推進法では、個別法令の規定により書面等の方法が定められている手続等について、個別法令の規定を改正することなく、手続等を所管する各省庁の省令等（「主務省令」）で定めることにより、当該手続等のデジタル化・オンライン化を可能とするスキームとなっている。このため、相手方の同意要件の緩和に関するデジタル行政推進法第7条第1項の改正については、各手続等を所管する各省庁のニーズ等を踏まえた上で検討を行う必要がある。

【総務省】

ご指摘のとおり、デジタル行政推進法第7条第1項では、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うことができるとされているが、これは、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示をする場合に限るとされていることから、現行法上、通知を受ける者の同意が必要となっているものである。

この点に関し、処分通知等を受ける旨の表示の方式は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第9条において、「電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関の定めるところによる届出」の方式等と規定されており、どのような方法で処分通知等を受けることを希望する旨の届出を受け付けるかは、当該処分通知を行う

行政機関において判断されるものであることから、ご提案のように、「オンライン決済フォーム上に必要な事項を表示する」ことを「処分通知等を受ける旨の表示の方式」とすることは、当該機関の判断によりできるものと考えられる。

ご提案に関しては、デジタル行政推進法第7条第1項の規定の改正を求めるものであり、改正の可否については、同法を所管するデジタル庁において検討されるべきものと考えているが、地方自治法第231条に基づく歳入の収入の方法における納入の通知を所管する当省としては、上記のような解釈を明確化して周知すること等を検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	56	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

児童手当に係る支給事務の実施主体の見直し

提案団体

松前町、愛媛県、今治市、西条市、伊予市、東温市、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁

求める措置の具体的内容

マイナポータル等の利用や、事務を集約して実施するセンター機能を整備することなどにより、国において児童手当事務を実施すること。

具体的な支障事例

【児童手当制度の概要】

・市区町村は、第1号法定受託事務として児童手当事務を執行している。事務執行に際しては、国が示す通知等を参考にすのほか、疑義が生じた際は、県を通じて国に照会し、回答を待って対応している。また、所属職員に対して給与と併せて児童手当を支給している。

・都道府県は、管轄する市区町村のとりまとめ(事務監査、国負担金手続きのとりまとめ、県負担金の支払手続、疑義照会など)を実施している。

・国は、事務費を交付税措置し、手当費(扶助費)の国負担分を都道府県を介して市区町村に支出している。

【具体的な支障事例】

・当町において18歳以上の子どもが会社員である場合の監護相当要件について、県を通じて国に対し疑義照会した際、回答までに約6か月を要し、その間住民の認定請求手続きを進めることができず、住民に不利益を与えたことがあった。加えて、その照会に対する回答は「監護相当・生計費の負担については個々のご家庭でご事情が異なるところ、機械的な基準は設けておりません。また、個々のケースにおいては当室では判断いたしかねますのでQA等をご参考に判断いただきますようお願いいたします。」という市区町村に判断を委ねるものであり、住んでいる市区町村が異なるだけで児童手当額が変わることがあり得る状況が懸念される。

(例:A市では月額40,000円(第1子:大学生年代の有職者0円+第2子:高校生年代10,000円+第3子:中学生年代30,000円)であったものが、B市へ転居後、月額20,000円(大学生年代の有職者0円[独立して生計を立てているとして第1子に含めない]+第1子:高校生年代10,000円+第3子:中学生年代10,000円)となる等)

・当町では主担当1名(他業務と兼務)が児童手当事務を行っており、毎年約400件程度の申請・届出に対応している。現況届では、届出を省略することができることになったものの、届出が必要な場合があり、それを周知する通知を対象者(約2,400名)に発送している。また、届出を省略できる場合は、公簿等による確認ができることであるため、一人ひとりの対象者について確認している。システムの一括確認機能がないため、ほぼ手作業である。

・児童手当システムについては、度重なる改正やシステム標準化対応のためベンダーのリソースが不足しており、必要最低限の改修に留まっている。そのため、エラーが度々発生しており、ミス防止のため児童手当支給の度に紙ベースの申請書・届出書と突合して二重チェックしており事務負担が多い。全国的にもシステムエラーに

よる支給ミスでプレスリリースされているものが散見されており、他市区町村においても同様の状況(ベンダーのリソース不足)が懸念される。

【補足】

加えて、各地方公共団体で児童手当事務を行っているため、国全体では巨額の事務費がかかっている状況。全国約 1,700 余の市区町村それぞれに、事務費(人件費・郵送費・システム保守費・システム標準化対応経費・びったりサービス利用料・概算交付差額分の銀行借入れ分の支払い等)相当を交付する形よりも、国において集約的な事務センター機能を整備した方が、効率性・公平性・確実性・費用対効果の観点で合理的ではないか。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

自治体間での異動(転入・転出)若しくは公務員の異動(退職・就職)又は児童手当制度改正などで、児童手当の認定請求が 15 日以内にできなかった住民から「児童手当を受給できる資格があるのに、期限内に書類を提出できなかっただけで児童手当を受給できないのは納得がいかない。」とご意見をいただくことがあり、説明に窮したことがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国が実施主体となることで、次のとおり児童手当受給者の手続きが軽減されるとともに、児童手当制度に係るトータルの事務負担・コストが相当程度軽減されると見込まれる。

【児童手当受給者】

- ・マイナンバーを利用した全国対応版児童手当システム(仮)により、申請・届出をペーパーレス化。
- ・対象児童のマイナンバーを受給者に紐づけることで、手当受給者を確定し、児童手当の二重払いを防止。
- ・出生届の提出によりマイナンバーが付番される制度を利用し、プッシュ型で児童手当を支給。
- ・住民票異動(転出・転入等)情報は、マイナポータルに API 連携されていることから住民の異動に関する手続きが不要となり、併せて申請期限(15 日以内)の概念がなくなることで受給できない期間が生じない。
- ・多子加算における監護相当要件等の見解が統一され、平等な取扱いになる。

【地方公共団体】

- ・各市区町村においては、児童手当事務(窓口受付、現況届手続、予算調整、システム保守・改修、簿冊管理、他の官公署とのやりとりなど)の負担が減少。
- ・都道府県においては、市区町村のとりまとめ事務(事務監査、国負担金手続のとりまとめ、県負担金の支払手続、疑義照会など)の負担が減少。

【国】

- ・事務センターに児童手当手続き一元化させることで、事務負担を軽減。
- ・国負担金の支払事務が減少。

根拠法令等

児童手当法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、横浜市、名古屋市、豊田市、大阪市、寝屋川市、笠岡市、福岡市、春日市、熊本市

○住民票、所得証明等、添付書類の軽減を図ることができる。

○①県を通じて令和6年9月に照会した質問について、現在令和8年5月時点でも回答がなく、その回答が Q&A でも更新されず、独自の判断で実施せざるを得ない。仮にのちに見解が示され、それが万一当市の取扱と異なった場合は大変大きな影響となる。しかし、見解が示さなかったとしても、他市との取扱に差が出るため、受給者に不満や本制度への不信が生じる。

②請求者が他市から転出予定日に係る書類をもたなかったため架電により他市に確認した際、誤った回答がされ請求者の支給開始月に誤りが発生しそうになった。先方へ説明するにあたり再度他市に架電で確認したところ、先に聞いていた転出予定日と違う回答を得たため、誤りを未然に防止できた。国により一括管理をしていたら本件のような誤りは発生しない。

各府省庁からの第1次回答

児童手当制度については、現行法上、一般受給資格者に係る認定・支給は市区町村長が行うこととされており、その費用についても、児童福祉施策の一環として国・都道府県・市区町村がそれぞれ負担する仕組みとなっている。これは、他の児童福祉施策とあいまってその趣旨が活かされること、住民の養育の実態等を把握していること等から、この認定、支給等の事務を市区町村が行うこととされているものであり、引き続き市区町村において当該事務を実施することが適当と考える。

仮に、国において一元的に実施するとなった場合、現行の実施主体及び費用負担の枠組みを改める法改正に加え、認定・支給事務、関係機関との情報連携の在り方等を全面的に再構築する必要がある。また、児童手当の認定にあたっては、監護・生計関係、離婚協議中の別居、DV・虐待事案、施設入所等、個別具体の事情に応じた判断を要する場合がある。こうした事案については、住民の養育実態や関係機関の情報を踏まえた丁寧な確認が必要であり、国において一律に把握・判断することは困難であるため、かえって受給者に不都合が生じるおそれがある。

特に、出生届の提出のみをもって一律にプッシュ型で支給を開始することについては、現行法上、児童手当の支給を受けるためには認定請求が必要であり、父母指定者や施設等受給者、DV 避難者等の例外もあることから、慎重な検討が必要。

また、個別事案に係る疑義照会については、当庁としては認定の判断を行う立場にはないことから、引き続き、法令等に基づく一般的な考え方をお示しつつ、市区町村における適切な判断に資するよう、各自治体ご担当者より寄せられる疑義照会の速やかな回答に努めるとともに、必要に応じて「児童手当 Q&A」の更新等を行う。なお、事務負担軽減の観点からは、令和6年10月にお示した「児童手当システム標準仕様書(第2.0版)」において、現況届提出対象者の抽出機能、一覧で確認できる機能等を実装機能として定めており、これらの機能もご活用いただきたい。

また、オンライン申請・ペーパーレスの観点からは、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)」において児童手当の認定請求等は可能であることから、積極的なご活用を検討いただきたい。当庁においてもデジタル庁と連携し、その充実を図ってまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	90	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

児童手当及び児童手当関連制度の周知の責任主体明確化

提案団体

仙台市、札幌市、石巻市、白石市、角田市、大崎市、蔵王町、涌谷町、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童手当及び児童手当の支給対象児童を対象とする給付金について、制度改正等が行われる際、国において制度周知の責任主体を明確化し、自治体へ通知すること。

特に、受給者(保護者)と児童の住民登録地が異なる(別居監護)ケースを想定し、児童の住民基本台帳を管理する自治体が、他市区町村に居住する受給者に対しても確実に周知を行うべきことを、全国統一の運用ルールとして明示すること。

具体的な支障事例

児童と保護者の居住地が異なる場合、保護者の居住地である自治体においては、住民基本台帳等の公簿により当該児童の存在を把握することができず、個別の案内送付が実務上困難である。

令和6年度の児童手当制度改正時においては、国からの通知等で「市区町村の実情を踏まえ、公簿等に基づき対象者を特定した上で周知すること」とされたが、具体的な周知主体までは示されなかった。

このため、「児童の居住地」と「保護者の居住地」のいずれの自治体からも案内が届かない事案が発生した。その結果、市外に居住する児童を養育している保護者に対し、周知を行う自治体と行わない自治体で対応が分かれた。これにより、制度を知らないまま申請期限を過ぎてしまう受給対象者が発生し、居住地によって「申請機会の不公平」が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和6年度の児童手当制度拡充において、対象世帯でありながら児童が市外居住であったために、本市からの個別勧奨(プッシュ型通知)の対象外となった事例が確認された。その結果、申請期限(令和7年3月31日)を過ぎてから来庁された複数の方より、「対象者には個別に申請を促すべきである」との厳しい指摘を受けている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

児童の居住地自治体が周知(または受給者居住地への情報提供)を担うことが明確化されることで、世帯形態にかかわらず申請機会が等しく保障され、住民の不利益が解消される。

周知主体が定義されることで、申請漏れに伴う事後の苦情対応や、遡及適用の可否判断、個別勧奨といったイレギュラーな事務の抑制に繋がり、行政コストを大幅に削減できる。

根拠法令等

- ・児童手当法
- ・「児童手当の抜本的拡充に係るQ&A」(こども家庭庁)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊中市、寝屋川市、東温市、高知市、春日市、延岡市

○当市に父親単身世帯、他自治体に母親と高校生年代の子という世帯があり、児童手当制度改正時に、当市は父親に児童がいることの確認はできないため、個別案内しなかった。児童が住む居住地から案内があったかは不明。

物価高対応子育て応援手当の手続き案内が児童の住民票に届いたことにより、児童手当の申請をしていなかったことを当該世帯が知り、令和7年度に申請を受付、令和6年10月分からの児童手当を遡及支給するという事例があった。

提案にあるとおり、児童の住民登録がある市町村が周知を行うと明確にあれば、制度改正時に当該申請者からの申請漏れを予防できたり、また、当市も遡及支給ではなく、請求翌月からの支給など、判断に迷わずに支給処理を行うことができた。

また、令和7年度中の物価高対応子育て応援手当についても、同様の事例が危惧されるが、予算やシステムの都合上、各自治体の申請期限後に発覚しても支給対応できない場合があり、居住地によって、「申請機会の不公平」が生じていることから提案に賛同する。

各府省庁からの第1次回答

広報等については、一般的には認定請求等を行う受給資格者の居住自治体において実施されるものと考えられるものの、制度改正の周知漏れ等を防止する観点から、「市町村における児童手当関係事務処理について」（令和6年9月30日付こども家庭庁成育局長通知）第3条においては、「児童手当制度の目的を踏まえ、受給資格者が確実に申請できるよう、多様な方法により制度の広報を行う」とこととされているところ。

例えば、支給要件児童の居住自治体が、他自治体に居住する受給資格者に対して周知・広報を行うこととした場合、学生寮に入寮している児童等のように、住民票のみでは養育の実態を把握することが困難な家庭については、十分な周知が難しい状況も想定されうる。

したがって、周知・広報の実施主体を一律に定めることは困難であり、制度改正等を国民に広く漏れなく周知する観点からご理解をお願いしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	122	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

民生委員に係る推薦手続の見直しについて

提案団体

苫小牧市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

民生委員法では、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について都道府県知事が推薦を行うこととされているが、市町村に設置された民生委員推薦会ではなく、市町村長が直接推薦するよう要件の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

民生委員法における都道府県知事による民生委員の推薦については、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものと規定されている。

【支障事例】

「民生委員推薦会が推薦した者について行うもの」と規定されているものの、民生委員推薦会の委員が民生委員となる候補者を探してくることはなく、当市の担当部署が関係機関に掛け合い、人員確保を行っている現状にある。当市における民生委員推薦会については、当市が探してきた候補者について、合議体において追認しているに過ぎず、民生委員推薦会による意思決定が現実的には不要であるにも関わらず、民生委員推薦会を開催しており、職員による事務作業が膨大である。

具体的には、推薦会開催にあたっては、委員9名のスケジュール調整が必要であり、事前レクチャーが必要とされる。その他に、会場確保、委員への開催案内、会議のシナリオ・読み原稿の作成等、様々な事務作業がある。特に推薦候補者の経歴等をまとめた個別資料の作成に時間を要しており、令和7年度の一斉改選においては、総定員 360 名全員の経歴資料等の資料作成が必要となり、確認作業も膨大であり、2か月程度の時間を要する。

【制度改正の必要性】

民生委員推薦会の開催が必須であることから、民生委員推薦会を経由せず、直接、市町村長が都道府県知事に推薦できず、やむなく会議を開催している実態がある。

【支障の解決策】

地域の実態に即して、民生委員推薦会を廃止し、直接、市町村長が都道府県知事に推薦する方式とすることで、事務の簡素化が図られるものとする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

民生委員法第6条では、「民生委員を推薦するに当たっては、当該市町村の議会(特別区の議会を含む。以下同じ。)の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意

のある者であつて児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない」とされているものの、民生委員推薦会の委員自らが探してきた委員ではなく、市の職員からの情報により、このことを判断せざるを得ない状況にある。このことから、委員として会議に出席し、意見を述べることに意義を見出せないといった声をいただいております、実務上における会議の存在意義がない状況にある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

民生委員推薦会を廃止し、市町村長が直接推薦するよう要件の見直しを行うことにより、会議開催に係る委員報酬、会議諸経費、職員の事務負担が軽減されるとともに、会議出席の必要性がなくなることによる委員負担の軽減につながる。

根拠法令等

民生委員法第5条～第8条、第26条、民生委員法施行令第1条～第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、秋田市、いわき市、小諸市、浜松市、半田市、亀岡市、高松市、東温市、高知県

○推薦会開催までに推薦書等の取りまとめ、資料作成・印刷、その後の委員への報酬支払など膨大な事務作があるにも関わらず、委員が地域から推薦された候補者を個人別調書で判断するしかなく、承認目的の形式的な会議となっている。民生委員の推薦にあたって中立・公平性を確保するための措置を講ずる必要があることから、推薦会の意見を聴くよう努めるものとする規定へ変更し、推薦会を省略する場合には、審査の項目をチェックリスト(適格要件や年齢要件)などで明示することが考えられる。

○本市では、民生委員推薦会の委員は主に各地区の民生委員児童委員協議会の会長が就任しており、推薦会開催時点において既に推薦候補者が地区ごとに事実上把握・承認されているケースが多い。また、他地区の候補者について、特に委員間で推薦の可否が議論されることはなく、推薦会としての役割は形骸化している状況にある。推薦会の開催に係る委員報酬や会議諸経費、職員の事務負担が軽減されることに加え、会議出席の必要性がなくなることによる委員の負担軽減につながることから、民生委員推薦会の要件の見直しを支持する。

各府省庁からの第1次回答

民生委員は、民生委員法において、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものとされており、その職務として、地域住民の生活状態を必要に応じて適切に把握し、援助が必要な方の生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと等を担っています。

このため、民生委員の職務を行うのにふさわしい者を選任する観点から、

(1)社会奉仕の精神に富み、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意があること

(2)個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができること

等を適格要件として示しています。

民生委員推薦会は、自治会、福祉活動を行うボランティア団体、福祉活動を行うNPO法人、保健医療団体等多方面から幅広く推薦を得て、民生委員の職責と適格要件を踏まえて審査を行った上で、適任者を都道府県等へ推薦する役割を担っています。

この推薦の過程が、民生委員の選任過程の公正性や透明性、さらには政治的中立性を確保する仕組みとなっていることを踏まえると、民生委員推薦会は、制度の適正な運用を確保する観点から不可欠なものと考えており、提案内容の実施は困難です。

なお、民生委員推薦会の運営に関する市町村の業務負担の軽減については、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和7年12月23日閣議決定)において、民生委員推薦会の議事の開催について、欠員補充等やむを得ない場合の取扱いを令和8年中に通知することとされています。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	151	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

産後ケア事業の電子化

提案団体

滋賀県、福島県

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁

求める措置の具体的内容

産後ケア事業は、令和元年以降法整備がされ、令和5年度にはユニバーサルな事業であることが明確化されたことから、利用者と産後ケア施設が増加し、利用者－自治体－産後ケア施設の3者間で行う、申請、予約、情報共有、利用、キャンセル、請求、報告などの業務が増大し円滑な利用の妨げになっている。利用者と自治体間で行う利用申請・承認の手続き、予約機能(利用者が行う予約申請、キャンセル及び日時変更、施設の空き状況の把握)、サービス提供記録の共有が可能となるシステムの整備を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

産後ケアの対象は、「産後に心身の不調又は育児不安等がある者」「特に支援の必要が認められる者」から、令和5年母子保健医療対策総合事業実施要綱から「産後ケアを希望するもの」と対象が拡大された。

【支障事例】

本県ではユニバーサル化される令和5年度までは、延べ利用人数は約800人だったが、令和6年度は約1,900人と倍以上となった。また、令和7年度から県内産後ケア施設は市町と医師会、助産師会の集合契約となり、更に利用が増加し、そのため、予約調整、施設側への情報提供、申請審査、利用許可、変更手続、支払等の事務が膨大になり、自治体によっては利用まで時間を要している。その理由として、申請や許可は書類でのやり取りが多く急な利用が難しい。事例情報の産後ケア施設への連絡は自治体により個人情報保護規定の違いがあるがメールは利用できないことが多く速やかな共有が難しい。また、県内は集合契約だが施設の空き状況は管理しておらず、自治体が施設に確認する必要があるため時間を要している。複数回利用する場合に次回予約を自治体を通さずに施設に行き自治体が利用を把握できないことがある。

【統一した電子化の必要性】

産後ケア事業は全国共通の事業であるため、統一されたシステムがあれば、利用者－自治体－産後ケア施設3者の利便性と効率性が上がると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県産後ケア担当者会議において、自治体は「膨大な書類のやり取りでの事務負担」、施設は「自治体への事務と郵送費負担」、自治体と施設は「支援の必要な利用者の情報共有に時間を要すること」、利用者は「予約のしづらさや直ぐに利用できない」などの意見があることが挙げられ、解決のためにシステム化の意見がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

セキュリティが担保されたシステムで、利用者－自治体－産後ケア施設が相互にやり取りが出来ると、利用がスムーズにでき、急な変更の対応や情報共有も漏れなく可能となる。事務が円滑になり効率化が図られる。自治体間格差の解消が図られる。

根拠法令等

母子保健法第 17 条の 2、子ども・子育て支援法第 59 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

藤岡市、さいたま市、上尾市、新潟市、佐久市、岐阜市、小牧市、大阪市、兵庫県、三原市、高知県、佐世保市、熊本市、宮崎県、宮崎市

○事業のユニバーサル化に伴い、統一されたシステムの導入については賛同するが、基本事項を共通とし、委託料、加算、予約の取り方等だけでなく、産後ケア事業の目的である母子の支援において、保健情報とリンクする等、当市の裁量をシステムの中に導入できる状況があるとよい。財源は市に依存することないよう要望する。
○現在、既に当市において産後ケア事業予約システムの利用を開始しており、事務負担の軽減になっている。しかし、全国統一のシステム化ができれば利用者にとっても利便性が向上し、自治体にとってもさらに事務負担の軽減が図れる。

○各市で産後ケアの申請や契約などが違うため、医療機関や施設側の事務等の煩雑がある。また、里帰り先での利用もできるようにするためにも、全国で統一できるとよい。

○当市でも提案内容と同様の課題を抱えていた。令和 7 年度に産後ケア予約システムを導入し、利用者がインターネットからいつでも申請、予約ができるようになり、施設からの実施報告も電子化した。導入の効果として、市職員の対応時間の大幅な削減、利用者の利便性向上による利用の増加があった。

○産後ケアのシステム導入は、市民・行政・委託事業者にとっても必要と考える。システム導入費用が高額なため、国の補助が必要と考える。

○支障事例はないが、職員の事務負担は増大している。システムの整備により利用者の利便性向上、事務負担軽減の可能性があると賛同する。

○産後ケアの契約を、市独自で利用施設と契約しており、年々増加しています。市民からの予約は電子申請で受け付けているが、予約調整、施設側への情報提供、申請審査、利用許可、変更手続、支払等の事務が膨大である。また、空き状況は管理しておらず、自治体が施設に確認する必要があり時間を要している。

【統一した電子化の必要性】

産後ケア事業は全国共通の事業であるため、統一されたシステムがあれば、県内だけではなく県外との施設の利用ができるようになったり、利用者－自治体－産後ケア施設 3 者の利便性と効率性が上がる。

○同様に、ユニバーサル化したことで、利用件数は増加傾向である。当市では産後ケア施設と個別に契約しており、契約事務が繁雑である。また、利用申請受付後、アセスメントし、予約調整しているため、利用までに時間を要することがある。業務全般において事務が繁雑化しており、対人支援に影響がある。よって、事務の効率化が図られるシステム整備を希望する。併せて、審査・支払い事務を委託できるシステムがあると助かる。

各府省庁からの第 1 次回答

全国統一のシステムの構築については、現在、母子保健情報を住民・医療機関・自治体の間で迅速に共有・活用するための情報連携基盤 (PMH) を活用したデジタル化を進めているところであり、産後ケア事業の集合契約や費用請求を一括してできる仕組みについても検討を行っているところ。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	184	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

放課後等デイサービスにおける育児・介護に係る休暇取得の柔軟化

提案団体

熊本市、仙台市、さいたま市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、堺市、広島市、福岡市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

放課後等デイサービスでは、職員が育児休暇や介護休暇を取得した際、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」に示されるとおり、育児・介護への配慮として「週30時間勤務」が認められているが、実態としては時短勤務に近く、突発的に取得するような場合には使い勝手が悪い制度となっている。については、国家・地方公務員制度における「子の看護休暇・短期介護休暇」と同様に、対象者1人の場合:年5日
対象者2人以上の場合:年10日
の日単位で取得可能な特別休暇制度を導入(又は選択可能と)するなど、柔軟な制度の創設を求める。

具体的な支障事例

放課後等デイサービスにおいて、児童発達支援管理責任者を含む職員が育児休暇や介護休暇を取得した際、代替職員が確保できず、人員配置基準を満たせなくなるケースが生じている。児童発達支援管理責任者は代替人材の確保が困難であるため、休暇取得が事業運営全体に大きな影響を及ぼしている。また、休暇が取得しづらい労働環境により、児童発達支援管理責任者の人材育成にも悪影響となる可能性があり、人材確保上も課題となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

熊本市放課後等デイサービス連盟から本市に対して要望あり。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

育児休暇・介護休暇取得時に限り、人員配置基準を一定期間緩和することで、事業所運営が継続しやすくなり、利用者が安心してサービス利用できる。

根拠法令等

児童福祉法
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準
該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

厚生労働省告示第 230 号(平成 24 年3月 30 日)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

湯沢市、高知県

—

各府省庁からの第 1 次回答

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 24 年3月 30 日障発 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」(以下、基準通知)において、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 13 条第 1 項に規定する措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。)第 23 条第 1 項、第 3 項若しくは同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数 30 時間として取り扱うことを可能としており、これは育児・介護休業法における時短勤務制度を手当する趣旨の規定である。

加えて、基準通知において、育児・介護休業法第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する育児休業及び介護休業等を取得した場合には、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認めている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	190	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

「子ども・子育て支援施設整備交付金」に係る協議スケジュール等の見直し

提案団体

奈良県、福島県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県、全国知事会、関西広域連合

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

「子ども・子育て支援施設整備交付金」において、自治体における計画的かつ効果的な施設整備を行うため、「次世代育成支援対策施設整備交付金」及び「就学前教育・保育施設整備交付金」と同様に、協議案件の登録期間を設け、協議については着手時期等に応じて4回に分けて行うよう、協議の流れ・スケジュールの見直しを求める。

具体的な支障事例

放課後児童クラブにおいては、入所希望児童数の増加に対応するため、限られた財源の中で計画的に施設整備を行うことが喫緊の課題となっている。
「子ども・子育て支援施設整備交付金」については、協議募集が年4回予定されているものの、「予算の執行状況によって第2回目以降の協議募集は行わない場合がある」と明記され、実質的に協議の機会が1回に限られている状況となっており、各自治体は第1回目の協議書の提出期限(前年度2月上旬まで)に集中して書類を作成しなければならず、過度な事務負担が生じている。
また、第1回目の協議書提出期限の時点では、年度後期に着手する事業の実施設設計が未完成であり、整備の計画内容の詳細決定が現行の協議スケジュールでは間に合わず、計画の実施が翌年度へ先送りされるなどの支障が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

A市は、小学校の建て替えにあわせ、放課後児童クラブとの複合整備を計画したが、複合施設の基本設計が初回協議期限までに完成せず、事業計画書や図面を提出できなかった。協議内容の変更は特段の事業がない場合は認められないことから、初回の協議を断念された。
当該交付金の現行の協議スケジュールでは複合施設の整備に関する調整等が困難であるため、協議期限・提出要件の柔軟な対応を求める意見が寄せられた。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当該交付金の協議募集におけるルールの見直しにより、これまで年度末の時期に集中していた協議書類の作成・審査が年間を通じて分散し、都道府県職員及び市町村職員の内部調整に要する時間が削減され、事務負担の平準化につながる。
また、「次世代育成対策施設整備交付金」及び「就学前教育・保育施設整備交付金」の協議ルールの見直しと同

様に、限られた財源を効果的に活用し、国・自治体双方での交付金配分の見通しや複数年度を見据えた、地域のニーズに応じた計画的かつ効果的な施設整備計画の実行に資するものである。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第 61 条
子ども・子育て支援施設整備交付金要綱(こ成事第 264 号令和 7 年 4 月 24 日)
令和 8 年度子ども・子育て支援施設整備交付金の交付に係る協議等について(こ成事第 69 号令和 8 年 2 月 5 日)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、島根県、高知県、宮崎県

—

各府省庁からの第 1 次回答

ご提案のとおり、子ども・子育て支援施設整備交付金においても、次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金と同様、協議案件の登録期間を設け、協議については着手時期等に応じて行う方向で検討することとしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	195	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

母子健康手帳における出生届出済証明について別紙交付が可能であることの明確化

提案団体

半田市

制度の所管・関係府省庁

内閣官房、こども家庭庁、デジタル庁、法務省

求める措置の具体的内容

出生届出済証明について、母子健康手帳の該当欄に直接記載し押印するのではなく、貼付用の別紙で交付することが可能である旨、明確化を求める。

具体的な支障事例

母子手帳に出生届済証明記載方の件(昭和23年5月17日付け厚生省児発第275号・法務廳民事甲第1310号厚生省児童局長・法務廳民事局長連名通知)において、該当欄に出生届出済証明の記載をし押印することとされており、当市では、母子健康手帳に直接印刷できるプリンターもないことから、母子健康手帳に手書きで記載をしている。

市民に対して、出生届出時に母子健康手帳を持参いただくよう広報はしているが、週に数人は持参しないため、該当者には、後日再来庁するよう案内しているが、再来庁が負担である旨の指摘を受けている。

また、「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」における出生届のオンライン化の実施について(令和6年8月23日付け法務省民一第1793号内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官、こども家庭庁成育局母子保健課長、デジタル庁国民向けサービスグループ参事官、法務省民事局 民事第一課長連名通知)において、母子健康手帳の郵送対応が可能である旨示されているが、母子健康手帳原本を郵送で受け取り、記載の上で返送するのは、効率が悪い上、紛失リスクもあると考えている。

以上のことから、当市では、母子健康手帳貼付用の出生届出済証明を別紙交付する取扱いをしたいと考えている。

しかしながら、出生届出済証明の取扱いについては、地域の実情に応じ、地域住民の利便性に配慮した対応が可能であると示されているものの、別紙交付が可能であることが明確に示されていないため実施できていない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市民から、再来庁が負担であると窓口で言われたことがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

別紙発行が可能となることで、母子健康手帳の持参を忘れた届出人にその場で出生届出済証明を交付でき、再来庁の必要性がなくなり、住民の利便性が向上するとともに行政の効率化を図ることができる。

また、別紙発行が可能となることで、オンライン出生届開始後、出生届に関連するご案内通知の中に、母子健康手帳用出生届出済証明を同封することができるようになり、母子健康手帳を持参する(あるいは郵送する)必要

性がなくなり、住民の利便性が向上するとともに、オンライン出生届と一体的に事務処理を行うことができるようになり、行政の効率化も図ることができる。

根拠法令等

母子保健法施行規則第7条、母子手帳に出生届済証明記載方の件(昭和23年5月17日付け厚生省児発第275号・法務廳民事甲第1310号厚生省児童局長・法務廳民事局長連名通知)、「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」における出生届のオンライン化の実施について(令和6年8月23日付け法務省民一第1793号内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官、こども家庭庁成育局母子保健課長、デジタル庁国民向けサービスグループ参事官、法務省民事局民事第一課長連名通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

佐野市、さいたま市、須坂市、豊橋市、大阪市、枚方市、熊本市

○【職員の記載に関するクレーム】

市民から「職員が出生届出済証明に記載した子の氏名が美しくない。ずっと残る証明のため、自分で記載したかった」とのクレームがあった。

【届出人自らが記載した場合】

戸籍に記載される字体と異なった文字(デザイン差、くせ字等)や戸籍記載とは異なった元号で記載されることもある。元号は補正で対応できるが、届出人の心情を考えると氏名を補正すべきか、公的な証明であるが故に苦慮している。

【里帰り出産時】

遠方での里帰り出産により、暫く母子健康手帳を持参できないという相談がある。別紙発行が可能になることで、これらの事案への対応がより円滑となることが期待される。

各府省庁からの第1次回答

「出生届出済証明」は、母子保健法施行規則第7条第1項に基づき定められており、出生届の際に市町村で発行されている。

この、「出生届出済証明」の発行方法については、以下のようなものがあり、いずれも通知(※)に基づき押印(印字含む)が行われていると認識している。

- ・窓口対応:出生届受理の際、出生届出済証明書に直接記載・押印し、交付。
- ・窓口対応:出生届受理の際、出生届出済証明書(シールタイプやオリジナルデザイン)を交付。
- ・郵送対応:受理決定後、父母の住民登録をしている住所宛てに出生届出済証明書を送付。

(※)昭和23年5月17日厚生省児童局長・法務廳民事局長連名通知「母子手帳に出生届済証明記載方の件」

上記を踏まえ、別紙発行を行うことについても差し支えない。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	198	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

浴槽を提供して行われる入浴の介護について障害福祉サービスとして位置付けること

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

浴槽を提供して行われる入浴の介護について、介護保険サービスの対象となっているが、障害福祉サービスの対象とはなっておらず、地域生活支援事業として実施するものと位置付けられている。市町村の財政負担に関係することなく、障害福祉サービスとして一律に利用できるよう制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

浴槽を提供して行われる入浴の介護は、介護保険法においては「訪問入浴介護」として規定されており、介護保険サービスとして利用が可能である。一方、障害者総合支援法においては規定されておらず、障害福祉サービスではなく、市町村の地域生活支援事業として位置づけられている。県内でサービスを提供する訪問介護入浴事業所は平成26年に26事業所あったが、令和7年は8事業所まで減少している。また、地域生活支援事業として市町から委託を受けて訪問入浴を実施する事業者数も平成30年の13事業所から、令和7年は8事業所まで減少している。地域によっては利用を希望する回数の2割程度しか実施できていない方もいる。なお、県内の訪問入浴利用者は、介護保険サービスで約120名、地域生活支援事業で約40名となっている。地域生活支援事業は、内示割れ(要求額に対する交付額の割合が少ない)の状況が続いており、国1/2、県1/4、市町村1/4の割合を超えて市町村が財政的負担を強いられていることから、サービスの支給を制限している市町もあると聞いている。また、市町が提供事業者を探して個別に契約を締結しているが、地方においては自分の市町や近隣市町に提供事業者がない場合もあり、事業者が確保できずにサービスの提供ができていない市町もある。さらに、事業所からは、サービス提供には看護師を含め2~3名の体制確保が必要であり、かつ地方においては利用者宅までの移動距離が長く1回あたりの拘束時間も長いこと、それに見合う収入が見込めないといった声を聞く。以上のことから、地域生活支援事業ではなく、障害福祉サービスの対象とし、人口減少地域における事業所が安定的にサービスを提供できる報酬体系とすることで支障が改善すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

地域住民からは、利用したいが近くに提供事業者がないという声を聞く。また、県内で訪問入浴サービスを提供する事業者からは、医療的ケアや重症心身障がいのある方、重度身体障害者への訪問は看護師、介助者、運転者と2~3名での対応が必要であり、遠方まで訪問する場合には移動に必要な時間拘束されてしまうため、採算の合う運営が困難という声を聞く。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

訪問入浴介護が介護保険サービスと同じく障害福祉サービスとして位置付けられることで、介護の訪問入浴サービス事業者は障害の方へも参入しやすくなり、事業者が持続的にサービスを展開することで住民サービスの向上につながる。

根拠法令等

障害者総合支援法第 36 条第 1 項

児童福祉法第 21 条の 5 の 18 第 3 項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 539 号）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、北上市、湯沢市、さいたま市、横須賀市、平塚市、高知県、久留米市、宮崎市

○地域生活支援事業は、障がい者の日常生活・社会生活に欠かせない支援であるにも関わらず、国補助率が 1/2 を下回っており、財源の多くを市町村に委ねる仕組みとなっている。

当市では当県市長会による「国の施策及び予算に関する提言」において、地域生活支援事業のうち全国的に実施されている訪問入浴等を障害福祉サービスとするよう要望している。

○重度身体障害者訪問入浴サービス事業（地域生活支援事業）として実施しており、令和 7 年は、5 事業所と契約を締結している。利用者は、年間 27 名（重複して事業所を利用している人あり）、支出額は 17,392 千円であった。事業者は、直近で、2 事業所減少している。事業者からは、人手不足のため、利用者が希望する日時にサービス利用が難しく、利用者も困っている声も上がっているとのこと。

○訪問入浴は、サービス内容は介護保険とほぼ同じ内容であるにも関わらず、単価設定は自治体の財政力に左右されるため、事業者が参入しにくい・撤退しやすい状況にあると考える。当市は、令和 8 年度から単価の増額と処遇改善加算相当額を上乗せすることとしたが、予算要求の関係で、介護保険の報酬改定よりも遅れて単価に反映するため、障害福祉サービスに位置付けられることで、速やかに全国統一の単価に反映させることができると考える。

各府省庁からの第 1 次回答

障害者総合支援法に規定する自立支援給付（障害福祉サービス）は、個別明確なニーズに対応するものとして、指定事業者に関する基準や報酬額の基準を設けることによる全国一律な実施が求められるものである。しかし、障害者の体格、体型により生活介護等の入浴設備を利用できない者、自力で起き上がることが困難な者や医療的ケア等特別な支援の必要がある者、複数名の支援者での対応が必要な者といった様々な利用者の状態像を理由に、地域生活支援事業において各市町村が実施する居宅を訪問し浴槽を提供して行われる入浴の介護である「訪問入浴サービス」を利用されていると承知している。なお、地域生活支援事業については、複数の市町村が連携し、広域的に実施することも可能としている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	199	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

介護保険サービス事業所が共生型サービスとして障害福祉サービスを実施する際の制度の見直し

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

人口減少が進む地方において、介護保険サービス事業所がより共生型サービスへ参入しやすくなるよう、以下の3点について制度の見直しを求める。

- ①共生型サービスの報酬区分の設定について、実態に即した報酬となるよう報酬単価を細分化すること
- ②共生型短期入所の報酬の算定方法について、介護保険サービスにおける小規模多機能型居宅介護と同様に月額定額払いにすること
- ③サービス提供形態について、一つの事業所で時間帯を分けて介護保険サービスと共生型サービスを提供する場合、共生型サービスとして認められるようにすること

具体的な支障事例

共生型サービスへの参入の障壁として、以下の3点が挙げられる。

①報酬区分の設定について、例えば生活介護にて受け入れる場合の報酬区分(7区分×5区分)に比べ、共生型サービスは区分が少ないため(1区分のみ)、とくに重度の方(障害支援区分の高い方)を受け入れる際は、障害福祉サービス事業所が実施する場合と比べ報酬が下がるケースがある。このため、障害支援区分6の利用者を定員20名の生活介護事業所が6時間サービスを提供した場合、通常であれば1,258単位の報酬を受けることができるのに対し、通所介護事業所が共生型生活介護として提供した場合は697単位にとどまる。このような報酬単価の差が、共生型サービスへの参入の障壁となっている。

②報酬の算定方法の違いについて、小規模多機能型居宅介護などの「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービスにおいては、報酬体系が事業所の登録者数に対する月額定額払いとなっており、1日の利用日数ごとの算定である障害福祉サービスとは異なる。このため、障害福祉サービスの短期入所の利用者を受け入れた場合、小規模多機能型居宅介護事業所の介護サービスとしての定員を減らしておく必要が生じ、収入が下がるケースがある。これにより、介護保険サービスの定員を削くことが困難で、障害福祉サービスの利用が見込めず、共生型サービスへの参入の障壁となっている。

③同一事業所における複数サービスの同時提供の制限について、例えば、通所介護と放課後等デイを時間をずらして(日中に通所介護、高齢者の帰った放課後の時間に放デイ)同じ体制で提供する際には、共生型の特例による基準によらず、各サービスの基準を満たすこととなっている。このため、人員を有効活用できない状況となっている。

なお、「基準該当障害福祉サービス」ではなく「共生型サービス」でなければいけない理由については、基準該当サービスでは、市町村の財政状況等により報酬単価や利用上限など地域差が生じるため、全国一律の障害福祉サービスとして位置付ける必要があるためである。

また、令和8年1月時点で県内における共生型障害福祉サービス事業所は 64 か所であるのに対し、介護保険居宅サービス事業所は 876 か所であり、共生型サービスへの参入促進による障害福祉サービスの提供体制の充実が期待できる。

以上のことから、特に利用者が減少し、サービスの継続が難しい地方においては、介護保険サービス事業者が共生型サービスとして障害福祉サービスを提供する際には、報酬単価の区分や報酬の算定方法など、経営に影響がない体系とすることで、共生型サービスへの参入を促すべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内の介護事業所からは、経営的にみて共生型への参入が難しいといった声を聞く。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情に即した運用が可能となり、業務の効率化および中山間地域等における事業所のサービス提供維持、住民サービスの向上につながる。

根拠法令等

障害者総合支援法第 36 条第 1 項

児童福祉法第 21 条の 5 の 18 第 3 項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 539 号）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、新潟市、高知県

—

各府省庁からの第 1 次回答

共生型サービスは、介護保険サービス事業所が障害福祉サービス事業所の指定基準を満たすための新たな対応を行うことなく、これまで提供してきた介護保険サービスと同様の基準により、障害福祉サービスの運営を可能としているため、通常の指定事業所との均衡を図る観点から、報酬単位の差を設けている。また、共生型サービスは、あくまで事業者指定の特例として設けられた制度であり、各サービスの報酬の設定方法まで変更することは想定しておらず、また、多様な利用者に対して一体的にサービスを提供する取組を評価するものであり、各サービスを時間によって分けて提供することは想定していない。

一方で、共生型サービスは、障害者の高齢化が進む中で、地域の実情に応じた福祉サービスの提供のための重要な選択肢の一つと考えており、その効果的な活用を促進していくためにどのような施策が考えられるか、関係者の意見も丁寧に伺いながら、検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	200	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

介護保険サービスや障害福祉サービスにおける訪問支援等に係る報酬の在り方等の見直し

提案団体

福井県、山形県

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険サービスや障害福祉サービスにおける訪問支援、同行援護、送迎を伴う支援について、都市部と比べ移動距離がかかる山間部や人口減少地域においては、「包括的な評価」(月単位の定額払い)の仕組みを導入するなど地域の実情を考慮した対応を求める。

具体的な支障事例

現行制度では、訪問介護などの報酬体系は訪問した「回数」で算出され、移動にかかる時間やコスト(燃料費・人件費等)は報酬に反映されていない。
このため、移動距離がかかる地方においては、1日に訪問および送迎に係るサービスを提供できる件数に制限が生じ、事業所の採算性に課題が生じている。
したがって、全国一律の基準となっている報酬の算出方法について、山間部や人口減少地域では地域のニーズに応じて移動時間やコストなども考慮した「包括的な評価」の仕組みを導入すべき。
なお、本件は令和7年度社会保障審議会障害者部会において、中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保に関して、「訪問系サービスでは、都市部等とは事業環境が異なる中、安定的な経営のための報酬の仕組みとして、地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み(月単位の定額払い)を検討する」とされたことを踏まえた提案である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内事業所からは、経営的にサービスの持続が難しいといった声を聞く。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域の実情に即した運用が可能となり、業務の効率化および中山間地域等における事業所のサービス提供維持、住民サービスの向上につながる。

根拠法令等

障害者総合支援法第36条第1項
児童福祉法第21条の5の18第3項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人

員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準
該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 539 号)児童福
祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号)
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年
厚生労働省告示第 122 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、岩手県、花巻市、北上市、さいたま市、新潟市、小諸市、浜松市、庄原市、徳島県、高知県

○当県は面積が広く、提案県と同様の支障(長距離での移動、コストの増加、人員配置、天候等による影響)が生じていることから、地域の実情を踏まえたサービス提供体制の構築が必要であると考えます。

○訪問介護においては、移動時間が介護報酬で算定されていないなど、地理的条件が報酬算定に考慮されていないことから、包括算定などの地域の実情を考慮した見直しは必要と考えます。

○特に訪問介護事業所から(市内が坂が多い地形のため)移動にコストがかかるとの声が多い。

○当市は広大な面積に集落が点在しており、地理的な特性による訪問系サービス等の経営への負担が大きい
ため、地域の実情に応じた評価が必要である。

各府省庁からの第 1 次回答

高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する中山間・人口減少地域においては、生産年齢人口の減少により
介護人材や専門職の確保が困難となることを見込まれており、当該地域における必要なサービスを維持するた
めには、地域の実情に応じて柔軟なサービス提供を可能とする仕組みを設けることが必要である。

特に、訪問介護等については、利用者の事情による突然のキャンセルや利用者宅間の移動に係る負担が大き
く、また、高齢者人口の減少に伴うサービス需要の縮小、季節による繁閑の激しさ等から年間を通じた安定的な
経営が難しく、サービス基盤の維持にあたって課題となっている。

こうした課題への対応として、今般の制度改正を通じて、中山間・人口減少地域において、柔軟にサービス基盤
を維持・確保できるようにするため、地域の実情に応じて、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和
等の配置基準の弾力化や包括的な評価の仕組み(月単位の定額報酬)の導入が可能となるよう、特例介護サ
ービスに新たな類型(「特定地域サービス」)を創設する。

「特定地域サービス」は、高齢者及び障害者双方の分野において、サービス提供体制を維持・確保するための
枠組みとして導入することとしている。

こうした特例的な仕組みは、中山間・人口減少地域に特化したサービスとして設けるところ、報酬単価について
は、中山間・人口減少地域の事業者の実態を踏まえつつ、今後、関係審議会において丁寧に検討していく。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	230	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

遡及して児童手当受給資格を喪失した場合における過誤払金の取り扱い及び運用の見直し

提案団体

八王子市、津市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童手当受給者が住民異動の遡り記載により、遡及して市外(国内)転出し受給資格を喪失した場合に、その期間に転出元自治体が支払済の児童手当について過誤払金として返還請求しない扱いとするよう制度・運用を見直すよう求める。具体的には、「転出先自治体で児童手当が支給されていないことを自治体間の連携により確認すること」「児童手当法第14条の不正受給に該当しないこと」を条件に、事務処理ガイドライン等により定める形での対応を求める。

具体的な支障事例

毎年、児童手当受給者の住民異動の遡り記載により、児童手当の過誤払金が発生しており、その債権回収のために相当程度の事務量を必要としている。一方で転出先自治体で過去分の遡及受給は不可能であり、二重支給の恐れがない。国の政策目的(児童と父母等の経済的支援)の観点から、支給されない空白期間が生じることは望ましくない。二重支給の恐れがないことから、児童手当の過誤払金としては扱わない取り扱いとすることが適当である。(制度目的:児童手当法第1条)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

まず、受給者が本来受け取れるべき児童手当を適切に受け取れることにより、家庭の生活の安定を図り、次代の社会を担う児童の健やかな成長を促進することにつながるが見込まれる。あわせて、過誤払金の返還請求をしない取り扱いへ制度・運用を見直した場合、非強制徴収公債権(時効5年)の管理に係る業務(年4回の支払督促の発送作業、現住所地の確認作業など)に関して事務の効率化が見込まれる。

根拠法令等

児童手当法第7条、第8条第2項、第3項
児童手当法施行規則第7条、第8条
市町村における児童手当関係事務処理について(令和6年9月30日 こ成環第264号)(別添)児童手当市町村事務処理ガイドライン第22条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、横浜市、名古屋市、刈谷市、豊田市、大阪市、豊中市、寝屋川市、東温市、春日市、熊本市

○児童扶養手当や医療福祉費支給制度（マル福）についても同様の事象が発生することから、改正にあたっては一体的な制度設計が必要と考える。

○当市においても、本提案における支障事案と同様の事象は生じており、仮に本提案が実現した場合には、受給者が切れ目なく児童手当を受給できるとともに、転出元自治体及び転出先自治体の双方において事務負担の軽減が見込まれる。

○当市においても、毎年、児童手当受給者の住民異動の遡り記載により、児童手当の過誤払金が発生しており、その債権回収のために相当の事務量を必要としている。提案自治体の指摘する通り、転出先自治体で過去の遡及受給は不可能であり、受給者において二重支給の恐れがないことから、児童手当法の制度目的に照らし、運用を見直すべきと考える。

○当市においても、令和5年～7年において3件の同様の遡り市外転出による過誤払が発生している。返納に係る通知や折衝の事務が生じている。

○手当額については、約1割ほどが市町村負担となっている。転出前の自治体での過誤払金を徴収しないとなった場合、転出前の自治体に住民票がないにもかかわらず、転出前の自治体にて、児童手当の負担を行わなければならないことに問題があると考えます。

各府省庁からの第1次回答

ご提案については、以下の理由により対応困難である。

児童手当は、市町村の認定により受給権が発生し、認定請求の翌月分から支給されるものであり、また、他市町村への住所変更後においては、変更後の市町村で改めて認定を受ける必要がある。したがって、遡及転出期間に係る転出元自治体の支給済額を、そのまま適法な給付として扱うことは困難と考える。

また、児童手当法第14条の不正利得には該当しないこと、転出先自治体で児童手当が支給されていないことの確認は、二重支給や不正受給ではないことを示す事情にはなり得るが、これらをもって支給要件を満たしていない期間の支払済額の返還を不要とする法的整理は難しいと考える。加えて、同法第13条の支払調整は、同一支給主体（自治体）による内払調整を想定するものであり、支給主体が異なる場合の一般的な処理の根拠とはいえない。さらに、返還請求を行わない取扱は、返還請求権の処理に関わるものであり、関係法令等の債権管理の整理等も必要となることから、慎重な検討を要するものと考えます。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	231	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

「同居」の児童手当の算定対象児童に求める「監護相当・生計費負担についての確認書」の取扱いの見直し

提案団体

八王子市、津市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童手当の支給対象児童から、算定対象の大学生年代へ移行する子について、一定の条件のもと、請求者に認定請求書(増額)及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出を求めずに自治体の職権により増額処理ができるよう、運用の見直しを求めるもの。具体的には、請求者と大学生年代の子が住民基本台帳上「同居」している場合は、監護相当・生計費を負担しているものとみなし、認定請求書(増額)及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出を不要とし、自治体において増額処理をして差し支えない旨を事務処理ガイドライン等に定める形での対応を求める。

具体的な支障事例

現行制度では、児童手当の支給対象であった高校生年代の児童が、新年度に移行するタイミングで多子加算の算定対象である大学生年代の子となる場合、該当する児童手当受給者に対して、認定請求書(増額)と「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出を求めている。書類の提出を求めるため、本市においては文書による通知を毎年約1,100件送付しており、発送費用・作業及び提出状況の管理が金銭的な負担及び事務負担となっている。また、受給者から当該資料の提出が遅れた場合には、多子加算分について差し止めではなく、支給を停止し、申請翌月からの支給となっている。算定対象となる大学生年代の子が「同居」している場合は、そのほぼすべてが監護・生計費の負担をしているという申請を受けており、確認の必要性は著しく低いものと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

児童手当の支給対象児童から、算定対象の大学生年代へ移行する子について、一定の条件のもと、認定請求書(増額)及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出を求めずに職権で増額処理ができるよう運用を見直した場合、自治体及び児童手当受給者に次の効果が期待できる。

【自治体】現在の運用では、支給対象児童3人の世帯で、新年度に一番上の子が算定対象となる場合、手当額は5万円から2万円に減額だったものが(申請により)4万円に増額となるが、見直した場合は5万円から4万円となり処理が簡略化できる。児童手当受給者に対して通知を発送する負担が減る。また、期限後に必要書類を提出した場合に、遡って多子加算分を受け取れないことについての苦情などの問い合わせの減少が期待でき

る。

【児童手当受給者】確認書の提出をする負担が減る。また、提出漏れや提出遅れにより、本来受給することができた多子加算分の児童手当を受給できる。

根拠法令等

児童手当法施行規則第1条の4第1項、第2項第10号、第2条第2項
児童手当の抜本的拡充に係るQ&A
問4-12

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、横浜市、川崎市、名古屋市、刈谷市、大阪市、八尾市、寝屋川市、東温市、高知市、福岡市、久留米市、春日市、熊本市、特別区長会

○当市においても、本提案と同様、児童手当の支給対象児童から算定対象となる大学生年代へ移行する子に係る申請及び確認事務について、一定の事務負担が生じている。また、「児童手当の抜本的拡充に係るQ&A」問4-22においては、別居している場合の仕送りについて、その内容が金銭に限らず、食料品や生活必需品などであり、子の日常生活の全部又は一部を営むために必要で、かつ、それを欠くと通常的生活水準を維持することができないと考えられる場合には、「生計費の負担をしていること」に該当する旨が示されている。これを踏まえると、請求者と大学生年代の子が住民基本台帳上「同居」している場合には、監護相当及び生計費の負担が認められるものと整理することが可能であり、当該Q&Aの趣旨を満たすものとする。仮に本提案のとおり、一定の条件のもとで、認定請求書（増額）及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出を要せず、自治体の職権により増額処理を行うことが可能となれば、自治体にとって事務負担の軽減が図られるとともに、誤認定が生じるおそれもないと考えられる。

○当市においても、文書による通知を毎年約300件送付しており、発送費用・作業及び提出状況の管理が金銭的な負担及び事務負担となっている。提案自治体の指摘する通り、算定対象となる大学生年代の子が「同居」している場合は、そのほぼすべてが監護・生計費の負担をしているという申請を受けており、確認の必要性は著しく低いことから、運用を見直すべきと考える。

○各自治体で基準も異なる現状があるため、高校生（年代）まで認定されていた子は一律に引き続き22歳まで加算対象とするか、もしくは対象とする大学生（年代）の子は扶養内となる場合に認定するなどの客観的に判断可能な基準を設けるべきであるとする。

○当市でも提案市同様に高校生年代卒業のタイミングで約1,000件の案内を発送している。学生でない場合は現況届において、さらに毎年数百件が確認書提出の対象となることから、原則現況届不要となったにも関わらず、拡充後の事務負担が大きくなっている。

各府省庁からの第1次回答

仮にご提案のとおり、住民基本台帳上の「同居」の事実をもって職権により増額改定を行うこととした場合、就職等で転出を予定しているものの年度末時点では転居していない子についても「同居」と取り扱うこととなる。その結果、本来は増額の対象とならない場合についても増額改定を行うこととなり、過誤払いが生じる恐れがある。したがって、ご提案の取扱いに対応することは困難である。

なお、「監護相当・生計費の負担についての確認書」については、初回提出後、卒業予定年月と当該子の22歳年度末到達のうち早い方の月までの間、現況届は省略可能としており、事務負担の軽減に努めているところ。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	236	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

児童福祉法第 21 条の6による措置への市町村が関与できる旨の明示

提案団体

島根県、福島県、中国地方知事会、全国知事会

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童福祉法第 21 条の6による措置(やむを得ない事由による措置)の「事前の利用調整」に市町村が関与できるよう事務処理要領の見直しを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

児童相談所が里親や施設に措置(委託)をしている児童が障がい児通所支援等を必要とする場合に、児童福祉法第 21 条の6による措置(やむを得ない事由による措置)となる。

通常、障がい児通所支援等を利用する場合、市町村が委託する相談支援事業所等が利用するサービスを決め、事業所を探す等利用の調整を行うが、やむを得ない事由による措置の場合、相談支援事業所が入らないため、施設や里親、児童相談所がサービス事業者の選定や調整を行うことになる(市町村は仲介や支援はしない)。特に里親の場合は児童相談所が行うことがほとんどである。

児童相談所は事業所の空き情報や新規開設の情報もなく、障がい児ケアマネジメントのノウハウがなく、どこにどのような施設があるかを調べるところから始める。相談支援事業所の相談員は、担当地区の事業所の特徴を把握しており、どこの事業所が当該児童にとって合っているかを考えて決めているが、児童相談所では専門として業務を行っていないため、相談支援事業所等と同等の対応を行うことは不可能である。

また、事業所の見学の同行やその調整等も現状児童相談所で行っており、相当な業務負担になっている。

【支障の解決策】

措置児童が障害児通所支援等を利用する場合、児童福祉法第 21 条の6による措置(やむを得ない事由による措置)の「事前の利用調整」に市町村が関与できるよう事務処理要領に明示いただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村が委託する相談支援事業所は、障がい児一人ひとりの特性やニーズ、家族の状況を詳細にアセスメントし、地域のサービス情報の中から最適な事業所を選定する専門性を持っており、児童に必要な支援をタイムリーに受けられるようになる。

相談支援事業所が利用調整を行うことで、児童と事業所のミスマッチを防ぎ、利用までの手続きが迅速化され、

支援の空白期間を短縮できる。

利用開始後も定期的なモニタリングが行われるため、児童の成長や状況変化に応じてサービス内容を柔軟に見直すことが可能となり、継続的で質の高い支援に繋がる。

現状児童相談所が担っている事業所の情報収集や選定、調整、見学同行といった業務がなくなり、本来業務である相談支援や虐待対応、措置、里親支援等に注力できるようになる。

里親や施設にとっても、障がい児の養育に際して、相談先が明確になり不安や戸惑いが解消される。

根拠法令等

措置児童が障害児通所支援等を利用する場合の事務処理要領(事務連絡令和3年3月31日)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、徳島県、高知県

○当市においては、児童相談所の措置による利用は1件あり、利用事業所についてはケース会議を経て児童相談所が選定した。

各府省庁からの第1次回答

児童福祉法第21条の6の規定による措置における市町村の関与のあり方については、今般の要望の背景にある事情等を聴き取りながら、必要な対応を検討していきたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	241	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

地方税に係るマイナンバー情報連携において情報照会をする際に「照会先」の選択を不要とすること

【提案と類似の支障を有する制度等】

保育園・幼稚園の副食費減免判定(小牧市/こども家庭庁、文部科学省)、国民健康保険、後期高齢者医療制度(羽曳野市/厚生労働省)

提案団体

浜松市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方税に係るマイナンバーを利用した情報連携について、情報照会をする際に「照会先」を選択する必要があるが、未入力の場合でも、照会したデータ項目の情報を保持している地方公共団体から回答を入手できるようにすること。

具体的な支障事例

例えば保育料算定や介護保険料の賦課、特別児童扶養手当等の業務において、税情報を照会する場面がある。該当する年の1月1日時点の住所地に情報照会をする必要があるが、住民基本台帳に記録されている住所は前住所までのため、多くの地方公共団体に何度も転出入を繰り返している場合、照会先の地方公共団体が不明であり、公用請求による調査に多大な時間と労力が必要となるとともに、賦課変更による追徴や還付の事務等が発生する場合(※)がある。

※当市では介護保険料の賦課業務に当たって、1月1日時点の住所地の特定に時間を要する場合は、仮で介護保険料の賦課を行っており、所得状況等が判明したのち、追徴や還付が発生している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

照会先の地方公共団体を調査する手間が省けるため、職員の負担が大幅に軽減されるとともに、迅速な支給が可能となる。また、1月1日時点の住所地の調査に当たって、住民票の写しの公用請求を受ける側においても、回答に要する事務を削減することができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 20 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、北上市、館林市、さいたま市、上尾市、戸田市、柏市、小牧市、鈴鹿市、高槻市、羽曳野市、高松市、大村市

○年間 50～100 件程度、再照会をしている。
○複数回にわたり転出入を繰り返している場合、各種業務において税情報を照会する際、公用請求による調査に多大な時間と労力を要する。
○住民税については、原則として住所地課税であるものの、実態としては住所地ではなく居所(居住地)が優先される場合があり、その場合は住民票情報のみでは把握できない。申請に基づく税情報の照会であれば、申請者本人への確認により対応可能だが、保険料の賦課のように住民からの申請を前提としない事務については、個別の確認が困難であることから、やむを得ず未申告者として取り扱わざるを得ない場合がある。この提案については、国民健康保険以外の医療保険者における取扱いを参考に、特定の機関において情報を集約して管理する仕組みを構築することも、一つの方法として考えられるものと認識している。

【提案と類似の支障を有する制度等】

○保育園・幼稚園において、副食費減免対象者が否かの算定において、同様の事象が発生している。保護者側からの申し出により後日所得割額の照会ができ、遡って副食費免除対応を行ったり、副食費補足給付補助金の支払いを遅れて行う等、手間や遅れが発生している。
○国民健康保険、後期高齢者医療制度においても同様の支障がある。

各府省庁からの第 1 次回答

情報提供ネットワークシステムを利用する際は、原則として、情報照会者が情報提供者を特定する必要があり、番号利用法施行令第 20 条第 1 項は、情報照会の際に、情報照会者は「情報提供者の名称」等を情報提供ネットワークシステムを使用して送信するものと規定している。
ただし、情報提供者の特定が困難なときは、カード省令(※)第 40 条第 3 項及び第 4 項に基づき、情報照会者は内閣総理大臣に通知先(情報照会の対象となっている個人について、情報提供用個人識別符号を取得している情報提供者の情報)の通知を求めることができるとされており、これにより、情報照会者は照会先の情報を得ることができる。
カード省令において、上記の情報提供者の特定が困難なときのための制度を設けているものの、ご提案にある 1 月 1 日時点の住所地については、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて住所の履歴を検索することで確認可能であると考えられることから、まずはこちらのご活用を検討いただきたい。
※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成 26 年総務省令第 85 号)

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	242	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

公立幼稚園・公立認定こども園における預かり保育の有資格者として認められる資格要件の追加

提案団体

浜松市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、大阪市、広島市、北九州市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

公立幼稚園、公立認定こども園における預かり保育の有資格者として認められる資格に、保育士や幼稚園教諭普通免許状保有者と同等なものとして、幼稚園等における一定期間の実務経験を積んだ小学校教諭普通免許状所有者を加えること

具体的な支障事例

子ども・子育て支援法に基づく特定子ども・子育て支援施設等として、同法第7条第10項第5号の預かり保育を行う場合、子ども・子育て支援法施行規則第1条の2第1項第2号及び第3号等に基づき、一定数の保育士や幼稚園教諭普通免許状保有者の有資格者の配置が求められている。また同様に、児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号の幼稚園型一時預かり事業を行う場合、同規則第2号ロ及びハ等に基づき、一定数の保育士や幼稚園教諭普通免許状保有者の有資格者の配置が求められている。しかしながら、文部科学省の教員免許状授与件数等調査結果によると、幼稚園教諭の普通免許状取得者は、平成27年度の51,658件に対して、令和5年度は39,387件と、その差は12,271件で、20%以上の減少をしている。一方、小学校の普通免許状取得者は、平成27年度の28,371件に対して、令和5年度は26,952件と、その差は1,419件で、減少は5%程度にとどまっている。また、市内の保育士養成施設への入学者数も減少している状況にある。このままでは、将来的に幼稚園教諭や保育士の資格保有者が大きく減少し、担い手の確保が困難となること、また、限られた幼稚園教諭や保育士による負担増加が予想されることから、預かり保育の実施を維持するためには、幼稚園等における一定期間の実務経験を積んだ小学校教諭普通免許状所有者を有資格者として認めていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

公立幼稚園においては、幼小接続や幼小連携の取り組みにより、幼稚園の運営や幼児の処遇に対する理解が高まっている。また、人事配置においても、小学校教諭や小学校長経験者が公立幼稚園で勤務をしている実態もあり、有資格者として預かり保育を行うことに問題は無い。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

預かり保育の実施にあたって小学校教諭普通免許状所有者の配置をすることで、サービスの維持が可能となるほか、保育士や幼稚園教諭については教育課程への取り組みに注力できるなど負担軽減にもつながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法施行規則第1条の2第1項第2号及び第3号ほか、児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号ロ及びハほか、「一時預かり事業の実施について」(令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、小牧市

○当市の幼稚園型一時預かり事業においては、法令上必要な数の有資格者を配置しているため、現時点では支障は生じていない。しかしながら、今後も当該事業の担い手を確保していくためには、有資格者の処遇改善や潜在保育士の復職支援に加え、職員の配置要件についても、一定の規制緩和が必要であるとする。

各府省庁からの第1次回答

一時預かり事業等については、その事業の対象年齢や内容等を踏まえ、必要な職員配置に関する基準を定めているところ、ご提案の小学校教諭普通免許状所有者を当該基準に含めることは困難である。市町村長が認める研修等を修了した者については、配置を可能としているため、まずは、当該研修等の実施や修了者の確保に取り組んでいただくことが適当であるとする。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	243	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

災害発生時における公立幼稚園での一時預かり事業の実施要件の緩和

提案団体

浜松市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、静岡市、名古屋市、大阪市、北九州市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

一時預かり事業実施要綱に基づく災害特例型の適用を柔軟に活用できるように、災害救助法が適用された場合に限らず、局地的な災害等で市町村が必要と認める場合に適用を可能とすること

具体的な支障事例

「一時預かり事業の実施について」(令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号)の別紙「一時預かり事業実施要綱」4-(7)で災害特例型の一時預かり事業が創設されたことから、当市においては、公立幼稚園を活用した災害時の臨時保育所の体制整備を進め、災害が発生した場合には、他の特定教育・保育施設等の乳幼児を受け入れることを計画している。しかしながら、この災害特例型を活用する場合、一時預かり事業実施要綱4-(7)-②により、災害救助法の適用が前提となるが、当市は全国で見ても非常に市域が広いことから、局地的な災害においては、災害救助法の適用が受けられないことも懸念される。例えば、局地的な浸水や、一部地域のみでの中長期の停電等で、特定教育・保育施設等が運営できない場合であっても、災害救助法の適用が受けられない限り、それらの園児を公立幼稚園で受け入れることができず、復旧活動に支障が生じる恐れがある。また、災害の発生から災害救助法の適用までに一定の時間を要すると、迅速な受け入れが困難である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

局地的な災害等が発生した際に災害特例型の適用を受けられるか不透明な状況では、法令に抵触する恐れがあり、緊急時であったとしても公立幼稚園で他の特定教育・保育施設等の乳幼児を受け入れることができない

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

局地的な災害等で市町村が必要と認める場合に適用が可能となれば、公立幼稚園における他の特定教育・保育施設等の乳幼児の受入が迅速に行うことで保育サービスの維持ができ、災害等の復旧活動を支援することができる

根拠法令等

「一時預かり事業の実施について」(令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮崎市

○局地的な災害時等において、市町村が必要と認める場合に適用が可能となることで、公立幼稚園における特定教育・保育施設等の乳幼児の受入が迅速に行われ、保育サービスの維持を図ることができることから、提案に賛同いたします。

各府省庁からの第1次回答

災害発生に伴い避難した子どもについての一時預かり事業による対応については、現行制度において、災害救助法の適用がなくとも受入れ先の市町村の判断により、一時預かり事業（一般型）等を活用して、柔軟に受入れ実施してきていただいているところであり、引き続き、こうした取組を実施していただきたいと考えている。他方、一時預かり事業（災害特例型）は、従前より、特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に基づき、特定非常災害として政令で指定された災害をいう。）が発生した場合に限って実施してきており、この対象をご提案のように拡大することは困難である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	244	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

教育・保育施設等におけるてんかん発作時の薬剤の拡大

提案団体

浜松市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

教育・保育施設等におけるてんかん発作時の抗てんかん薬の投与について、一定の条件を満たした場合には医師法違反とならないとされる薬剤の種類拡大

具体的な支障事例

「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第17条の解釈について」(平成29年8月22日府子本第683号・29生社教第10号・医政医発0822第1号・子保発0822第1号・子子発0822第1号)及び「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液(ブコラム®)の投与について」(令和4年7月19日事務連絡)において、教育・保育施設等に在籍する子どもがてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた職員等が、坐薬を自ら挿入できない又は口腔用液(ブコラム®)を自ら投与できない本人に代わって緊急やむを得ない措置として行われるものであり、4つの条件を満たす場合には医師法違反とはならないとされている。しかし、抗てんかん薬として坐薬又は口腔用液(ブコラム®)に代えて、スピジア®点鼻液の処方がされる場合があるが、当該通知の対象となる薬剤には該当していない。そのため、職員等による迅速な対応ができず、てんかんの発作が起きた場合に、子どもの生命に危険が生じる可能性が考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

てんかん児の在園する保育園において、口腔用液(ブコラム®)の投与ができる体制を整えているが、保護者より口腔用液(ブコラム®)が処方されない場合、スピジア®点鼻液の処方となる旨相談があった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

医師法第17条に抵触しない抗てんかん薬の種類を拡大することで、教育・保育施設等において子どもがてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた職員等が迅速に対応できるようになり、子どもの生命を守ることができる。

根拠法令等

医師法第17条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、小牧市、西宮市

—

各府省庁からの第1次回答

ご要望のありました件につきましては、既に事務連絡（令和8年4月16日付「学校等におけるてんかん発作時のジアゼパム点鼻液（スピジア®）の投与について」）において、当該対応について周知済です。つきましては、当該事務連絡に基づきご対応いただきますよう、改めてお願いいたします。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	252	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

保育士宿舎借り上げ支援事業の利用回数に係る管理主体の見直し

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

保育士宿舎借り上げ支援事業について、「1人1回限りの利用」の適正化のため、国での一元管理を求める。

具体的な支障事例

【課題】

制度が「1人1回限りの利用」へ改められたものの、保育士が他自治体で当該事業を利用していたかどうかは本人の自己申告に依存しており、虚偽申告があった場合、事業者がそれを知らずに申請し、結果として助成対象外となり、不利益を被るリスクが存在する。

しかし、前勤務先自治体へ1件ごとに照会することは、事務負担・時間的制約の双方から現実的ではなく、自治体間の照会体制や個人情報の取扱いの観点からも限界がある。

【現在の状況】

・受理件数:

申請 約 4,300 件(うち 1/3 程度が変更申請が発生)

実績 約 4,300 件

支出 約 410 件(事業者毎の支出のため)

・事務処理を担当1名、会計年度任用職員2名で行っており、事務量も上記の通り非常に多くなっている。不動産契約書等、物件に関する確認書類も多く、引っ越しや賃料の上昇が年度途中に発生するため、変更申請が必要となり、非常に煩雑。また、1人1回に利用について、他都市での利用については本人の自己申告に頼るしかなく、確認方法が現状ない。国費請求についても、経過措置が制度変更の度に設けられていることから、計算が複雑化し、時間を要する。

【現在のデータ管理方法】

・紙申請とし、委託事業者が申請書類等を受付・審査→市に納品し審査・起案等→事業者へ通知(支払い等)

・委託事業者国費請求(補助金実績報告)の様式を自動で作成できるシステムを作成しており、申請内容をCSV化してもらい、それを読み込ませることで抽出。このCSVデータをもとに、過去の利用について検索できる、データベースシステムとしても活用。市内の分はこれで確認可能。

【必要性】

制度を確実に運用するためには、全国で利用状況を共有できる仕組み、利用歴を照合するためのデータベース、他自治体との情報連携ルールなどが必要となる。保育士証番号で突合できるものが必要である。利用者名、保育士証番号、利用期間、申請事業者名、採用年月日等の情報があればよいと考える。変更や追加なども度々発生するため、更新可能であるものが望ましいと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

保育士の自己申告の場合、それが虚偽だった場合、事業者が不利益を被ることになる。前の勤務先に1件ごとに確認するのは現実的ではなく、一元管理し、確認すべきである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本提案により、保育士宿舍借り上げ支援事業の利用履歴・認定情報を国が一元的に管理する仕組みを整備することで、制度の公平性・透明性を確保し、自治体および事業者の事務負担軽減と財政支出の適正化を実現することができる。

根拠法令等

保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、寝屋川市、兵庫県、鹿児島市、特別区長会

○【実績】

施設：100園

件数：826件

当団体では、対象施設の委託費を担当している職員を中心に8名の常勤職員が他の業務と並行して審査している。確認すべきことは多く、交付申請に1.5月、変更交付申請に0.5月、実績報告に1.5月程度を要している。制度が「1人1回限りの利用」となったことに関しては、申請様式を修正して対応しているが、前勤務先での本制度利用の有無は、事業者も把握していないことが多い。加えて本制度は、保育士が補助金を直接受給していないため、本人がどこまで正確に認識しているかは怪しく、保育士・事業者が悪意なく不正受給となる危険がある。提案団体同様、前勤務先所在自治体に問合せをする余裕は無く、また、問合せがあっても個人情報の問題もあり、どこまで回答すべきかは難しい。

「1人1回限りの利用」の撤廃が望ましいが、それが難しいのであれば、国が一元管理を行った上で、前職での利用の有無を容易に確認できるようにしてほしい。

各府省庁からの第1次回答

保育士の宿舍借り上げ支援事業の実施主体は市区町村であり、こども家庭庁は個人情報を取得または市区町村から提供を受ける立場に成り得ないことを踏まえると、個人情報保護などその他の観点からデータベース等を構築するなどの一元管理は困難であると考えます。このため、各自治体において申請内容に基づき適切な確認及び管理を引き続きお願いいたします。なお、対象者の職歴に保育所等の勤務経験がある場合は、少なくとも直前の勤務先保育所を管轄する市区町村への確認が望ましいところ、当該対象者の雇用主である申請者に改めて過去の適用実績の有無について確認を求める事やその他の客観的な要素も含めて、「過去に本事業の適用実績がない」旨を市区町村においてご判断ください。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	266	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金の申請等のオンライン化及び都道府県経由事務の廃止

提案団体

埼玉県、福島県、所沢市、千葉県、神奈川県、全国知事会

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁

求める措置の具体的内容

- (1)児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金のうち、事業主体が市町村とされているものについては、事業計画書、交付申請書及び実績報告書を都道府県に対してメールにより Excel で提出するのではなく、直接国に対して J グランツ等を活用したオンライン申請により行うこととし、都道府県による市町村の取りまとめ事務を廃止すること。
- (2)オンライン化が難しい場合でも、Excel の誤記載、未記載が生じないよう様式を修正するとともに、例えば市町村の申請書等のファイル名に記載する番号は全国地方公共団体コードとするなど、都道府県の取りまとめが簡易になるよう取りまとめ方法を改善すること。

具体的な支障事例

児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金については、多くの市町村から申請があった場合、申請書及び歳入歳出予算書抄本については、ファイル数が 100 を超える。それらを取りまとめる際、交付申請書等の誤り(記入すべき欄が抜けている、算定基準による算定額が間違っている等)の確認、修正に多大な労力を割く必要がある。また、国から交付申請修正の連絡が多々あるが、期限が短い中、申請市町村に再提出を依頼しなくてはならず、煩雑な事務が生じる。

申請書等提出書類のファイル名は、都道府県は建制順であらかじめ番号が振られているところ、市町村は都道府県が申請の際に発番するよう指示されているため、市町村の提出を取りまとめる際毎回大量の申請書類のファイル名を修正する必要がある。

【市町村からの申請等の取りまとめに要している時間(概算)】

年間約 72 時間

(内訳)

事業計画書提出依頼(国様式のチェック、市町村向け修正含む): 2時間

事業計画書審査: 5時間

事業計画書取りまとめ: 5時間

申請書提出依頼(国様式のチェック、市町村向け修正含む): 2時間

申請書審査(庁内事業担当課との調整含む): 8時間

申請書取りまとめ: 8時間

提出後、申請書修正依頼への対応: 8時間

交付決定後、請求書提出依頼、取りまとめ: 8時間

実績報告書提出依頼(国様式のチェック、市町村向け修正含む): 2時間

実績報告書審査(庁内事業担当課との調整含む):8時間
実績報告書取りまとめ:8時間
提出後、実績報告書修正依頼への対応:8時間

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により、行政の負担軽減につながる。

根拠法令等

児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について(令和7年7月14日付けこ支虐第281号)(申請手続)7(1)、内閣府告示第92号(令和5年6月21日)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、滋賀県、大阪市、兵庫県、高知県

○多くの市町村から申請があり、申請書及び歳入歳出予算書抄本については、ファイル数が100を超える。それらを取りまとめる際、交付申請書等の誤り(記入すべき欄が抜けている、算定基準による算定額が間違っている等)の確認、修正に多大な労力を割く必要がある。また、国から交付申請修正の連絡が多々あるが、期限が短い中、申請市町村に再提出を依頼しなくてはならず、煩雑な事務が生じる。申請書等提出書類のファイル名は、都道府県は建制順であらかじめ番号が振られているところ、市町村は都道府県が申請の際に発番するよう指示されているため、市町村の提出を取りまとめる際、毎回大量の申請書類のファイル名を修正する必要がある。

各府省庁からの第1次回答

ご提案いただいた内容のうち、(1)については、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金が統合補助金であり、同補助金に含まれる事業数の多さや事業ごとの補助率の違い、交付スキーム(直接補助・間接補助)の違い等に対応した申請方式である必要がある一方、Jグランツにおける申請・審査フローは必ずしもこうした複雑な申請方式に対応したものとなっておらず、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金に係る申請をJグランツで行おうとすると、かえって申請手続きが煩雑になるおそれがあると考えている。

他方で、自治体における補助金申請の負担軽減は重要であると考えており、(2)でご提案いただいた申請様式の修正やファイル名の工夫なども含めて、都道府県における取りまとめの負担を軽減する方法を検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	301	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

窓口 DXSaaS と関連システムの連携要件の明確化

提案団体

指定都市市長会、三重県

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に定める機能別連携仕様(住民基本台帳、印鑑登録、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、収納管理(税務システム)、滞納管理(税務システム、地方税(共通)、学齢簿編成等、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、児童手当)に、デジタル庁が認証した自治体窓口 DXSaaS とのデータ連携に関する要件(連携対象とするデータ項目、連携方式、インタフェース条件等)を明記すること。

具体的な支障事例

国が推進する自治体フロントヤード改革の展開に向け、自治体窓口 DXSaaS(以下「DXSaaS」という)の導入・検討は加速している。しかし、現在の地方公共団体情報システムの標準化では、自治体窓口 DXSaaS は「独自施策システム等」に区分され、データ連携に関する要件が個別に定義されておらず、自治体の実務において支障が生じている。

具体的には、業務システムベンダーに対してデータ連携対応を依頼しても、既存の機能別連携仕様以外は実装対象外とする取扱いや、標準化対応を優先するため外部連携に係る改修対応が困難である旨の回答がなされる事例がある。その結果、DXSaaS を活用するのに必要なデータ連携の可否や対応範囲が不透明となり、調整に多大な時間と労力を要している。

また、既存の機能別連携仕様にて提供されるデータ項目では DXSaaS を活用するのに必要なデータが不足しており、各自治体は、高額な基本データリストに基づくデータ連携や、ランニングコストがかかる個別改修を実施するか、システム連携を断念してアナログな運用を残さざるを得ない状況にある。また、一部のシステムベンダーはこの基本データリストの出力に対応できないと回答したり、「日常的なデータ連携を想定していないため差分出力には追加改修が必要」として追加費用を求めるケースもある。

これらの状況により、自治体ごとに調整・費用負担が発生し、国が推進する窓口 DX の円滑な展開が阻害されている。自治体フロントヤード改革を推進する国の方針と、システム標準化における規定・運用実態の間に乖離が生じていることが、DX 推進の大きな障害となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

機能別連携仕様書においてデータ連携要件が明確化されることで、業務システムベンダーによる標準機能としてのインターフェース実装が担保され、窓口 DXSaaS との円滑なシステム連携が可能となる。これにより、自治体ごとの個別改修に伴う高額な費用負担やベンダー調整のコストが大幅に抑制されるとともに、窓口にアナログな工程が残る恐れが解消される。国の施策とシステム標準化の運用の整合性が確保され、全国の自治体において「自治体フロントヤード改革」をはじめとする窓口 DX 施策がさらに迅速・効率的に実行される効果が期待される。

根拠法令等

データ要件・連携要件の標準仕様

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北見市、花巻市、北上市、郡山市、柏市、市原市、厚木市、八尾市、宍粟市、安来市、春日市、都城市、鹿児島市

- 提案団体と同じく独自施策システムへのデータ連携に関する調整に多大な時間を要した。
- 当市においても、証明書交付申請窓口の一部先行導入した窓口 DXSaaS について、既存の業務システムベンダーとデータ連携のタイミング等を協議したが、標準準拠システム側に負荷がかかることや、連携仕様書に明記されていないこと等を理由に対応が困難（リアルタイム連携不可など）とされた事例がある。今後、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に自治体窓口 DXSaaS とのデータ連携に関する要件（連携対象とするデータ項目、連携方式、インターフェース条件等）が明記され、基幹系業務システム側での改修等の対応がなされることにより、連携がスムーズになることを期待する。
- 令和6年度から窓口 DX の取組として「書かない窓口」や RPA を活用した基幹システムへのデータ入力を推進してきましたが、システム標準化に伴い連携レイアウトが機能別連携機能となってしまったため、これまで参照できていた情報が参照できない、RPA を活用したデータ入力に必要な項目が不足して RPA が動作しないといった支障が生じている。窓口 DX（フロントヤード・バックヤード改革）についても、是非、機能別連携仕様で対応していただきたい。
- 当市においても窓口 DXSaaS を導入しており、標準準拠システムとの連携拡充を検討している。窓口 DXSaaS 側での利用を期待する情報について、機能別連携仕様に含まれておらず、基本データリストでの連携とする場合、手動での運用が発生する等の問題から、検討が難航するといった支障が生じている。これまで窓口 DXSaaS と自動連携していた項目が、業務システムの標準化後、連携項目対象外となり、致し方なく手書き対応をせざるを得ない状況が発生している。
- 当市でも令和8年度中に窓口 DXSaaS の導入をめざしているが、データの連携項目に不透明な部分があり、事業者によって対応できるできないが発生することが想定されるため。
- 当市においても昨年度窓口 DXSaaS を導入したが、データ連携に関する要件において当該 SaaS 向けの仕様が個別に定義されていないことから、ベンダーとの個別調整に多大な時間と労力を要した。
- 当市が導入している窓口 DXSaaS においても、現行住記システムとの円滑な連携が前提となっている。標準化システムにおいて、必要なデータ連携ができなくなると、大幅な市民サービスの低下に繋がりがかねない。

各府省庁からの第1次回答

ご提案については、自治体窓口 DXSaaS の普及展開が図られるよう、自治体窓口 DXSaaS 及び標準準拠システムを提供する事業者のリソースを踏まえつつ、連携対象となるデータ項目、連携方式等の課題について検討しているところ。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	302	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

放課後児童支援員に係る3種類の処遇改善事業の一本化

提案団体

中津市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

放課後児童支援員に係る3種類の処遇改善事業を一本化したうえで、特定の基準年度と比較する方式を廃止するとともに、各地域の当該年度の最低賃金または所定の基準賃金と比較した賃金改善額を補助対象経費とするなど、制度を見直し、申請及び実績報告事務の簡素化を求める。

具体的な支障事例

放課後児童支援員に係る3種類の処遇改善事業については、それぞれ平成25年度、平成28年度及び令和3年度の給与水準と現在の給与水準とを比較し、賃金改善された額を補助対象経費として計上することとされているところ、制度開始から10年以上が経過し、次のような問題が生じている。当時の給与表や支援員の在席記録が保存されていない、給与表が当時から無かったうえ当時の支援員が全員退職しており「給与水準」の算出があいまい、当時にはなかった新たな職種を創設しており比較ができない、各種手当の廃止・創設・減額・増額などをしており、差引後の賃金改善額を算出するための計算が極めて複雑、以上により事業所及び審査する市の担当者の事務コストが極めて大きくなってきているが、そもそも事業開始当時と比較し最低賃金は大きく上昇しており、煩雑な計算作業をしなくとも、一定程度の賃金改善は図られているのが実態である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事務を簡素化することにより、無駄な行政コストを省き、こどもの支援に注力できる環境を整えることができる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北上市、高崎市、伊勢崎市、戸田市、相模原市、半田市、高松市、高知県、特別区長会

○事例のような問題については、同様の課題意識を持っています。特に、特定の基準年度との比較方式は廃止を含めて、制度の見直しが必要であると考えます。

○事務が煩雑であるため、簡素化することにより、無駄な行政コストを省き、こどもの支援に注力できる環境を整えることに繋がるため。

各府省庁からの第1次回答

(事業の統合について)

放課後児童クラブの職員に係る処遇改善事業については、以下のとおり、それぞれ目的及び手段が異なる事業として実施している。

・放課後児童支援員等処遇改善等事業：18時半を超えて事業所を運営する場合等において、常勤職員の配置に伴う追加費用及び非常勤を含む職員の賃金改善のための費用等を補助するもの

・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業：放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた段階的な処遇改善に必要な費用を補助するもの

・放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)：常勤・非常勤職員に対し、職員1人あたり月額9,000円相当の賃上げを行うための費用を補助するもの

このため、単純に事業を一本化した場合には、制度趣旨の維持や適切な補助の確保が困難となる可能性があることから、既存の制度を統合することについては慎重に検討すべきであると考えている。

(比較方式について)

現行制度においては、各事業創設時の基準年度の給与水準との比較により、賃金改善の実態を客観的に把握し、補助金の適正な執行及び制度の公平性・透明性の確保を図っている。また、近年の賃上げの流れを踏まえ、各自治体に対し本事業の積極的な活用を周知している状況にあり、制度の前提を変更することは、事業活用を検討している自治体・事業者に対して一定の影響を及ぼすことも懸念される。このため、現時点において、基準年度との比較方式を直ちに直視することは困難である。一方で、ご指摘のとおり、制度開始から相当期間が経過しているため、賃金改善の基準の在り方については、現場の事務負担も踏まえ、引き続き検討していく。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	323	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

国から地方公共団体に対する請求の納入期限を一律に 30 日以上とすること

提案団体

浜松市、指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国庫補助金等の返還金等(例:介護保険料の特別徴収返納金、保育対策総合支援事業費補助金の返還金)の国から地方公共団体への請求について、全て納入期限を 30 日以上設けること。

具体的な支障事例

国庫補助金等の返還金等の納入手続きについては、国から納入通知書が届いてから事務処理を行わなければいけないが、納入通知書の原本が当市に到達するまでに時間を有する上、納入期限が実質 15 日程度と短いことで、所管課や会計部門等の関係部署が4日程度で処理する必要があるなど、至急の対応をせざるを得ないため、事務の大きな負担となっている。また、納入期限を過ぎた場合は、延滞金が発生することもある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方公共団体にとって、適切な事務処理を余裕をもって行うことができ、負担が軽減される。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 18 条、債権管理事務取扱規則第 13 条第 1 項、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱、介護保険法第 139 条第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、盛岡市、越谷市、横浜市、高槻市、高松市

- 当市においても同様な状態にある。対応するため特別に会計課への提出期限後でも担当部署から提出してもらい、納期限内に支払っている。
- 国庫補助金等の返還金等の納入手続きについて、左記の支障事例の通りであるうえ、当市では納入告知書

を都道府県に発行してもらう必要があるため、より短期間で処理する必要があるうえ、期限に間に合わせるための、都道府県への調整等も負担となっている。

○納入期限が短い中、国からの返還額の確定後、納入通知書や納付書の原本が都道府県から当市に到達するまでに時間を要するため、所管課や会計部門等の関係部署での事務処理時間確保の都合上、職員が都道府県まで直接納入通知書や納付書を取りに行く事態が毎年度発生しており、返還額の大小にかかわらず事務の大きな負担となっている。

各府省庁からの第1次回答

各省各庁の長は、補助金等の額の確定をした場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、その返還を命じなければならないとされている。

その際の返還期限については、原則として、補助金等の額の確定の日から20日以内と定められているところである。

当該返還期限については、各省各庁を構成員とする補助金等適正化中央連絡会議協議会における決定を踏まえて設定されたものであり、その取扱いを当省の判断のみをもって変更することは適当ではないものと考えられる。

なお、補助金等についてこうしたご意見をいただいていることを踏まえ、対応方針について今後検討を行ってまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	324	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

立入検査等の身分証明書の様式における生年月日の記載の削除

提案団体

指定都市市長会、浜松市、三重県

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、厚生労働省、環境省

求める措置の具体的内容

工場施設、福祉施設等の立入検査等において職員が携帯することとなる身分証明書の様式について、生年月日の記載を削除すること。

具体的な支障事例

【背景】

事業者等への立入検査等を行う場合は、各法令にて身分証明書の携帯が求められており、生年月日などの身分証明書への記載内容は、身分証明書の様式を含め、各法令に規定されている場合が多い。
令和元年の地方分権改革に関する提案により、令和3年3月16日付けで、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等が公布され、環境省所管法令に基づく地方公共団体職員が用いる立入検査等に係る全ての身分証明書の統合様式が定められた。その後、環境省以外が所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分証明書についても、地方公共団体からの意見が反映され、統合様式の導入が進んだ。例えば、厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令や、それに関連する国通知(令和3年10月22日付け「厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について」)において、身分証明書への記載内容として、職員の職名、氏名、顔写真等のほか、生年月日の記載が求められている。その結果、元の法令にて身分証明書の記載内容が示されていない場合でも、統合様式を使用する場合には生年月日の記載が必要となった。

【支障】

立入検査等は、法令違反の疑いがある事業者等に対して実施されることも多く、当該事業者との関係が緊張状態にある場合も少なくない。このような状況下で、職員の生年月日まで記載・提示することは、職員個人の特定可能性を高め、プライバシー侵害や不当な接触、嫌がらせ等のリスクを増大させるおそれがある。一方で、身分確認の目的は氏名や顔写真等の明示により十分達成可能であり、生年月日の記載まで求める実質的必要性は乏しい。職員の安全確保および個人情報保護の観点から、生年月日の記載は不要と考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体の職員の個人情報が保護される。

根拠法令等

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令・環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について（令和3年3月16日環境総発第2103161号・環政総発第2103161号）

厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令・厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について（令和3年10月22日総発1022第1号・政総発1022第1号）

こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令・内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令等の施行について（令和3年10月22日付け内閣府事務連絡）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、新潟県、新発田市、豊橋市、大阪府、高槻市、兵庫県、和歌山県、山口県、鹿児島市

—

各府省庁からの第1次回答

【こども家庭庁】

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式（以下「様式」という。）に「生年月日」を表記する目的は、主として立入検査業務等に従事する者が本人であることを確認するためである。ただ、様式に「生年月日」を表記しなくとも、「氏名」及び「顔写真」を表記することで立入検査等を実施するに当たって必要となる本人確認は可能であると考えられるため、様式から「生年月日」を削除しても支障がないか検討する余地はあると考えている。そのため、「こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令」（令和五年内閣府令第四十二号）に規定されている個別の法律に基づく立入検査等について、いずれの立入検査等においても様式から「生年月日」を削除することによる支障が生じないか検討する。

【厚生労働省】

厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年厚生労働省令第百七十五号）の別添様式（本則関係）の第1面等の生年月日の記載欄については、制度によっては、立入検査時に本人確認のために生年月日欄の確認を求められる場合も想定されるが、地方団体の意見や運用実態を十分に把握しつつ、生年月日欄の削除について検討を進めていく予定。

【環境省】

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書については、地方公共団体における事務負担の軽減を図るため、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年環境省令第二号。以下「省令」という。）等を以って、立入検査等に係る複数の法令に基づく身分証を統合した新たな様式（以下「統合様式」という。）を定めたと。これにより、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等に当たっては、環境省所管の各法律の施行規則等で定める既存の身分証明書の様式に加えて、統合様式を用いることができることとなっています。ご指摘の立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書における生年月日の記載については、当該統合様式では、統合対象の各法律の施行規則等で定められた様式で共通となる記載事項（職員の氏名、生年月日、写真等）として、引き続き記載を行うこととしていることから、現時点においては、統合様式から生年月日の記載を削除することは考えていません。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	340	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

教育・保育給付認定保護者が同一市町村内で居住地を変更した場合に住民基本台帳ネットワークシステムを活用し届出事項の変更届の提出を省略可能とすること

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、総務省

求める措置の具体的内容

教育・保育給付認定保護者が同一市町村内で居住地を変更した場合において、市町村が住民基本台帳法に基づき当該変更を確認できたときは、届出事項の変更届の提出を省略可能とすること。
ただし、世帯構成の変更を伴い、副食費の免除判定や利用者負担額(保育料)の算定等に影響が生じる場合については、引き続き届出を求める運用とする。

具体的な支障事例

現行、保育所等を利用する保護者が同一市町村内での転居により居住地を変更した際、住民基本台帳法に基づく届出とは別に、子ども・子育て支援法に基づく変更届の提出が義務付けられている。
市町村窓口では、住基システムにより変更後の情報を正確に把握できているにもかかわらず、法令上の届出義務があるために、住民に対して別途書類の記入・提出を求めている。これは、特に仕事や育児で多忙な世帯にとって大きな負担となっている。
また、市町村においても、住基情報で事実確認ができていない事項について、改めて届出書の受理・審査・住基情報との二重照合・編綴管理を行う事務が発生しており、非効率が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民基本台帳法に基づく届出を行うだけで、保育窓口での重複する書類記入が不要となり、行政手続きにおける、何度も同じ情報を書かせる手間を解消できる。特に、転居に伴う多忙な時期において、窓口での滞在時間短縮や手続きの簡素化は、子育て世帯に対する直接的な利便性向上に直結する。
市町村においても、既に把握している情報に基づき、能動的に認定情報の更新が可能となる。これにより、変更届の勧奨、窓口対応、紙書類の管理コストが大幅に削減され、業務の効率化が図られ、他の来庁者の待ち時間削減にも寄与する。

根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、川崎市、相模原市、小牧市、寝屋川市

○各種通知書を発送後、不着で戻ってくることもあり最新の住所確認後に再度通知を送付する手間がかかっている。保護者においても住民票の手続きだけでなく、教育・保育認定における変更届を別途行う必要があり、負担になっていると思われる。

○現況届等で住所変更を確認した際、「変更届の提出依頼→変更処理→支給認定証の発行」の処理が必要であり、市側の負担のみならず、変更届の提出依頼や受理をお願いしている保育園側にも負担となっている。

各府省庁からの第 1 次回答

教育・保育給付認定保護者が居住地を変更した場合には、同一市町村内における変更であっても、市町村に対する届出書の提出を求めているところ、市町村が、別途、当該変更を確認した場合について、市町村における事務手続の実態も踏まえつつ、変更届の提出を省略することについて検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	368	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

児童自立生活援助事業における職員や実施場所の要件等の明確化

提案団体

大阪府、青森県、千葉県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、関西広域連合、全国知事会

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

①児童自立生活援助事業所(I型)

管理者及び指導員の要件について、施設の設置目的や利用児童の困難さに十分に対応できるよう基準を明確化すること、設置の判断基準について、地域の実情に応じて設定可能となるよう要綱に明示すること。

②児童自立生活援助事業(I~Ⅲ型)

事業者が借りた賃貸物件で事業を実施する場合(里親宅以外)、実施可能とする本体施設等からの距離や時間等の基準を具体的に明示すること、措置費として支弁可能な家賃の上限を明確化すること(地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアも同様)

具体的な支障事例

①令和6年4月の改正児童福祉法施行以降、自立援助ホームの開設希望相談が多数寄せられている。本事業については、第二種社会福祉事業で届出制となっているため、事業の実施要件を満たしていた場合、基本的には届出を受理せざるを得ない仕組みとなっている。国要綱において、「事業者は都道府県知事が認めたものとする」と明記されているため、認めるかどうかは、都道府県の判断になると認識している。しかし、「管理者」及び「指導員」の要件が緩く曖昧であるため、コンサルティング業者を経由するなど明らかに営利目的と思われる者からの一応の要件を満たした開設相談などに対して、「認めない」とする根拠を示しながら、届出を受理しないと判断することが難しく、訴訟リスクも抱えることになる。また、ホームに一人でも児童が入所(措置)されると、ホームの定員分の措置費を措置元都道府県が負担する仕組みであるため、都道府県の措置費負担を圧迫するほか、入所が少ないホームから他府県の児童相談所にまで入所者を募る等の状況となり、児童相談所の業務にも支障が生じている。各都道府県の利用ニーズや実情を踏まえ、届出に対し都道府県が一定の裁量を発揮しつつ、開設も判断できるようにすることを求める。

②賃貸物件で本事業を利用する場合における距離、時間等の明確な基準がないため、ケースごとに判断する必要が生じているが、明らかに適切な支援が望めないような遠方の賃貸物件(進学先等)での実施などを相談されることが増えており、届出制であるため基準なく制限を設けることも難しく、事業趣旨に応じた適切な実施に支障が生じている。また、措置費で家賃が支弁されることもあり、地主が施設と事前相談の上、施設を建設し、地域相場よりかなり高額な家賃を提示される事例が発生している。措置される家賃額に上限基準がないため、支払いを制限する根拠がなく、明らかに高額な家賃の提示に対する対応や調整にかかる業務が発生し、業務に支障が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

左記に示すような要件の緩さや曖昧さが事業者に混乱を生じさせ、結果的に支援対象者への不利益や都道府県の事業担当者の業務負担増の大きな要因となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

要件を厳格化することにより、事業所の質が一定保障され、利用者に適切な支援が提供できるようになる。各都道府県の担当者の負担が減少する。

根拠法令等

「児童自立生活援助事業実施要綱」
「社会的養護経験者への支援に関するガイドライン」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、新潟市、滋賀県、熊本市、宮崎県

- ①利用者の少ないホームが複数ある中、開設相談が寄せられている。一人でも利用すると以後利用者がなくても定員分の措置費を負担する仕組みであるため、県の措置費負担を圧迫している。高校等に利用者を募るホームもあり、対象外の方からの相談等が児童相談所に寄せられたこともあり、苦慮している。
- ②賃貸物件について、地域相場より高額な家賃の事例が見られるが、制限する根拠がない。
- 当市においても、提案団体と同様の問題を抱えており、特に高額家賃に対する規制がないことから、周囲の賃貸物件と比較しても高額な場合や、貸主と借主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む）の関係のある者、寄付者等特別の関係のある者である場合など、不適切と考えられる事案であっても認めざるを得ない状況である。
- ①当市においても開設の相談が多くなっており、直近3年（令和5年度以降）で、6カ所（市内計12カ所）が開設されている。事業所によっては児童がほとんど入らない状況もあり、届出制であること、要件の曖昧さもあることから、規制することが困難。利用者に対して適切な支援を提供することができるよう事業者の質を担保するためにも、一定程度基準を明確化する必要がある。
- ②に関する支障事例は現時点ではないが、提案市が求める措置は当市においても想定されるため、国において明確な基準を策定していただきたい。

各府省庁からの第1次回答

- ①「管理者」及び「指導員」の要件について、指導員は、児童福祉法施行規則第36条の8第3項において、児童指導員の資格を有する者、保育士の資格を有する者、2年以上児童福祉事業若しくは社会福祉事業へ従事した者又は都道府県知事がそれらと同等以上の能力を有すると認めた者、と規定しており、同条第1項において、管理者は指導員を兼ねることができると規定しているところ、他の児童福祉施設職員と比べても要件が緩く曖昧とのご指摘は当たらないと考える。なお、管理者を専任で配置する場合については、管理者が児童の支援を行うことはないことから、その要件を明確にする必要はないと考える。また、令和4年改正児童福祉法により、令和6年4月から、施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務としたものの、令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究におけるアンケート調査結果では、措置解除者等を含む社会的養護経験者等の実態把握について約6割の都道府県等で実態把握調査が行われていないことが明らかになっており、各都道府県において自立援助ホーム等に係る利用ニーズが把握されていない中で、ご提案の地域の実情に応じた設置基準を設定することは困難。なお、措置費については、要保護児童の円滑な受入れが可能となるよう定員に基づいて算定することとしているが、2年目以降について定員と実際の受入れ児童数に乖離がある場合には、実際の受入れ児童数に基づいた「暫定定員」を設定し、当該定員により措置費を支払うこととしている。
- ②賃貸物件で本事業を利用する場合における距離、時間等の基準については、地域の状況により様々と考えられ、国において一律に設定することは困難と考えている。また、措置費の賃借費加算については平成27年度以前は月額10万円を上限額としていたが、地域により相場が異なる賃借料の実態に即した支弁額とすることが可能となるよう平成28年度に上限額を撤廃したところ。賃借料の相場については同一の市町村内にあっても周辺地域の状況等により相場は様々と考えられ、全国を複数の区域に区分する方式も含め国において一律に上

限を設定することは困難と考えている。また、仮に、国が上限を設定した場合、既に自治体において、地域の相場を踏まえた目安や上限を設定している場合に、今後の賃借料加算の運用に支障を及ぼす恐れもあるため、全国を複数の区域に区分する方式も含め国において一律に上限を設定することは適切ではないと考える。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	369	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

産後ケアに含まれる保育的支援の位置付けの明確化等

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

支援を必要とする全ての方へ、安全と質が確保された産後ケアを提供するため、実情を踏まえた具体的な人員配置基準及び産後ケアにおける乳児保育の扱いを明確に示すことを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

母子保健法施行規則(以下、「施行規則」という)や産後ケア事業ガイドライン(以下、「ガイドライン」という)において、実情を踏まえた具体的な人員配置基準、また乳児の保育に関する取扱いが明確に示されていない。

【制度改正の必要性】

産後ケア事業においては、施行規則において「助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に一名以上配置するとともに、当該事業の内容に応じ、心理に関する知識を有する者その他事業の実施に必要な者を置くこと」という人員配置基準が示されている一方で、「利用人数はおおむね20人を上限」としている。1対20の受入は現実的に困難だが、安全管理を含めた運営方法は各自治体に委ねられ、実情を踏まえた具体的な基準が示されていない。

また、施行規則第7条の4第4号イ(3)に「乳児の保育を行う部屋」と記載されていることから、一部の利用者の中には、産後ケア事業は乳児の保育を内容とする事業との認識が生じている。

しかし、ガイドラインでは、産後ケア事業の内容として乳児の保育は明記されておらず、一時的に児を預かる場面について留意点が記載されている程度であり、乳児の保育に関する施設及び人員配置基準が施行規則及びガイドラインに記載されていないなど、産後ケア事業に乳児保育が含まれるのか、含まれるのであればその場合の施設及び人員基準がどのようなものなのかが不明確な状況となっている。

これらの事業を実施する上での事業内容及び基準等が明示されていない中では、市町村の安全かつ安定的な事業実施に支障を来すだけでなく、各事業者も対象拡充していくことは考えられず、事業者の確保にも支障が出ている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

産後ケアをユニバーサルな事業として国が打ち出す中で、市民の「預かり」を求める声が年々増加している。一方で、ユニバーサル化に対応するために必要な安全基準が示されていない中では、各事業者も対象拡充していくことは考えられず、事業者を確保していくことが困難な状況である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国が求めるユニバーサル化に沿って事業者の確保を進めることができ、受け皿の拡充につながる。
また、全国統一の安全基準や保育の考え方が整理されることで、行政事務の効率化も図るとともに、安全かつ安定的な施策推進に資することができる。

根拠法令等

母子保健法施行規則（第七条の四第四項）、産後ケア事業ガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、藤岡市、さいたま市、川越市、上尾市、神奈川県、新潟市、福井市、佐久市、小牧市、大阪市、三原市、高知県、佐世保市、熊本市

○国のガイドラインでは、対象者は母親及び乳児となっている。当市では、母がケアを受けるだけでなく、母が休養をとるための利用が増えている。そのため、「子の預かり」が必要なこともあり、また、母自身が望むこともある。母子が安全にケアを受けるための基準は必要となるが、併せて、安定的な事業運営のために、定める基準等に沿った体制整備に必要な経費として、引き続き国の補助金の拡充を要望する。

○産後ケア事業がユニバーサル化され、利用者利用希望者は増加傾向にあり、自治体には受け入れ先の確保が求められている。受け入れ先を拡大していくためには、全国統一の安全基準や保育の考え方が整理されることで、安全かつ安定的な事業実施ができる。

○宿泊・デイケアを受け入れる場合、母親の休息を促すために、保育士を雇用している場合が多いため、基準も必要であるとともに、保育士確保のための補助金増額も希望したい。

○当県においても、産後ケア事業における明確な人員配置基準等が示されていないことから、多様な形態の事業者が参入する中、どのような体制で実施すべきなのか、安全管理と市町村の財政負担（委託料単価の設定）の間で判断に困っている。

○現行の施行規則及びガイドラインにおいては、乳児の預かりに関する具体的な人員配置や設備、安全管理の基準が必ずしも明確に示されておらず、自治体や事業者ごとの判断に委ねられている状況にある。乳児の一時的な預かりが行われる場合の考え方や、その際に求められる人員配置、安全管理等について、国においてガイドライン等により一定の整理、明確化がなされることは、自治体及び事業者が適切な体制整備を進める上で有用であると考えられる。なお、その際には、産後ケア事業が乳児保育を主目的とする事業であるとの誤解を招かないよう、事業の位置づけや他制度との役割分担についても併せて整理されることが望ましい。

各府省庁からの第1次回答

産後ケア事業は、母子の心身の状況に応じた保健指導等に加え、母親の身体的回復と心理的な安定を促進することや母親自身がセルフケア能力を身につけることを目的としている。

このため、単なる保育や休息目的のみの利用は認めていないところであるが、母親の身体的回復や心理的な安定の促進のため、休息は大変重要であると考えており、実際に、当該事業における保健指導や授乳指導等を行う中では、母親が休息を取れるような配慮や工夫も行われているものと認識しており、そのような場面を想定し「乳児の保育を行う部屋」を設備として施行規則に定めているもの。

産後ケア事業の実施に当たっては、助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1名以上置くこと（短期入所型の場合には、1名以上の助産師、保健師又は看護師を24時間体制で配置する）のほか、事業の内容に応じて、心理に関する知識を有する者や育児に関する指導等を実施するにあたり必要な者を配置することとしている。

また、病院、診療所又は助産所と産後ケアセンターが併設等され、病院、診療所又は助産所の助産師、保健師、看護師その他の従業者と産後ケアセンターの助産師、保健師、看護師その他の従業者とを兼務するような場合は、それぞれの施設の人員に関する要件を満たすとともに、兼務によって患者等に対する治療、母子に対する産後ケアその他のサービスの提供に支障がないように注意するよう、実施要綱においてお示しているほか、

・4か月以降の児やきょうだいを預かった際の職員配置加算

・宿泊型において、夜間に2人以上の人員配置をした場合の職員配置加算

等、複数の職員配置を評価する加算を令和7年度に創設している。

さらに、産後ケア事業における安全性・ケアの質の一層の向上のために、令和6年度にケアの内容や事故防止

等に向けた安全対策を記載するなど、ガイドラインの見直しを行っており、児を預かる場合の留意点の記載を追加するとともに、事故防止等に向けた安全対策に関するマニュアルの策定について促しているところである。実施主体である市町村において、必要に応じて地域の実情を踏まえた具体的な人配置基準の検討や、安全対策に係る取組を推進していただきたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	377	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

マイナンバー情報連携の活用により乳児等通園支援事業における税情報等の取得を可能とすること

提案団体

指定都市市長会、久留米市、大野城市、篠栗町、粕屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、広川町

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

乳児等通園支援事業における税情報等の取得を情報提供ネットワークを通じた情報照会(マイナンバーを用いた情報連携)により可能とすることを求める

具体的な支障事例

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)については、生活困窮者等(市民税額が一定額未満の世帯)に対して利用者の負担軽減のための公定価格の加算が設定されている。その認定を行うに当たっては、現行法令では、税情報等の取得に関して情報提供ネットワークを通じた情報照会(マイナンバーを用いた情報連携)を行うことができないため、乳児等通園支援事業の利用者が自ら負担し、課税証明書等の証明資料を用いて申請する必要がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

利用者からは、課税証明書の取得が負担であるために、マイナンバーを利用してほしいとの声が寄せられている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

利用者の負担軽減につながり、住民サービスの向上につながる。また、行政においても、紙媒体を確認する必要がなくなり、効率化につながる。本制度は、全国で実施されるものであるため、行政の効率化の影響は大きいものだと考える。

根拠法令等

行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九号八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第百五十七条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、ひたちなか市、福井市、小牧市、寝屋川市、和歌山市、岡山県、都城市、鹿児島市

○既に1件、利用者負担減免申請があった際、添付書類がない状態で申請がされてしまい、個別に電話対応するといった事象が発生している。

○提案内容にあるように、乳児等通園支援事業における税情報等の取得を情報提供ネットワークを通じた情報照会(マイナンバーを用いた情報連携)により可能とすることが求められる。

○利用者自らが課税証明書等の証明書類を準備し申請することは、金銭面と時間面の両面から負担になるため、マイナンバーを用いた情報連携を求める声が、県内市町村から上がっている。

○マイナンバーを用いた情報連携が可能となることで、利用者の証明書取得に係る時間的・経済的負担が大幅に軽減され、制度へのアクセス向上が期待される。また、自治体においても事務処理の効率化と迅速化が実現し、より多くの支援が必要な家庭が制度を利用できるようになることで、子育て支援の実効性が高まり、社会全体の子育て環境の改善に寄与することが見込まれる。

各府省庁からの第1次回答

乳児等支援給付認定に関する事務等において、地方税関係情報をはじめとする利用特定個人情報の情報提供及びその求めを可能とするため、必要な法令改正を行うことを予定している(令和8年6月26日公布・施行予定)。これと併せ、令和9年6月からは、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムを通じて地方税関係情報等の必要な情報を照会できるよう、対応を検討している。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	383	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援交付金の申請事務の簡素化・効率化

提案団体

栄村

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援交付金の申請事務に使用している支援金システムについて、既存のMicrosoft Accessを使用した申請システムから市町村の執務環境に依存せず、かつ GUI を意識した新たなシステムの構築(クラウド等インターネット上で作業できる仕組みの構築等)を求める。

具体的な支障事例

子ども子育て支援事業については、交付金の申請事務において Microsoft Access を使用した申請システムで行っている。自治体の DX 等に伴い、そもそも業務端末に Microsoft Access が標準導入されていないことに加えて、業務における使用頻度が低い Microsoft Access の導入費用は高額であることから、新システムの構築が必要と考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

新システムの構築により、全国自治体のソフトウェア維持に要する経費の節減と職員の負担軽減につながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、さいたま市、相模原市、半田市、枚方市、寝屋川市

○入力した情報が反映されていないケースや、意図しない形での入力になる、エクスポートした CSV を読み込めないなど、普段使い慣れていないシステムでの入力による弊害が出ている。愛知県への提出資料は Excel で入力し、提出することとなっていることから、Web システムに限らず、使い慣れた Excel での入力・提出も選択肢

に入れていただきたい。

各府省庁からの第1次回答

【意見】

お問い合わせの子ども・子育て支援交付金にかかる交付申請・実績報告等の申請事務に使用している交付金システム(Microsoft Access)をクラウド等の新たなシステムを構築して移行することについては、Microsoft Access の導入で既に一定程度の申請事務の簡素化・効率化は達成されていることに加えて、移行することによる申請事務への影響、費用負担についても十分に検討する必要があることから、今後の課題として慎重に検討してまいりたい。

【理由】

クラウド等の新たなシステムの導入については、Microsoft Access の導入経費が不要となることや、OS・ソフトウェア環境に依存しない運用が可能となるといったメリットがある一方で、クラウド接続に係る執務環境が必要となるデメリットもあることに加え、システム変更に伴う業務フローの見直し等によって、申請者である市町村の負担がどうなるかが不明確であるため。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	385	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

私立保育所について子ども・子育て支援法の不正利得の徴収に関する規定と同等の制度整備を求めること

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援法の不正利得の徴収に関する罰則規定は私立保育所に対しては適用されず、民法に基づく利息請求にとどまり、施設類型により差が生じている。他の施設種別との公平性の確保のため、また、給付費の不正受給に対する抑止効果が期待できるため、私立保育所にも同等の制度整備を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

給付費を不正に請求したことが判明した場合、幼稚園・認定こども園・地域型保育事業者に対しては、子ども・子育て支援法に基づく加算金を請求しているが、私立保育所に対しては、同様の制度が整備されていないため、民法に基づく利息を請求している。

【制度改正の必要性】

子ども・子育て支援法に基づく不正利得の徴収に関する規定は、返還額の40%を追加徴収することができる一方で、民法の利息は3%であり、施設種別により徴収できる追加額が大きく異なっており、公平ではない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

「不正受給を防止すべき」、「不正受給を行った法人に対してより厳しく対応すべき」との声がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

私立保育所に対しても、子ども・子育て支援法に基づく不正利得の徴収に関する規定と同等の制度が整備されることで、給付費の不正受給に対する抑止効果が期待でき、不正受給事案発生に伴う調査、指導監査、返還金請求などの事務負担の軽減も見込まれる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第12条、子ども・子育て支援法附則第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、さいたま市、川崎市、茅ヶ崎市、小牧市、大阪市、宮崎市

—

各府省庁からの第1次回答

施設型給付費等については、本来、教育・保育給付認定保護者がその支給対象となる場所、利便性等を考慮し、法定代理受領を可能としているものであるため、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者による不正受給があった場合に、返還させるべき額のほかに、当該額に100分の40を乗じて得た額を徴収することを可能としているところである。